

特別勘定のしおり

変額保険（終身型・有期型・定期型）

変額個人年金保険

Variable life insurance
Variable annuity insurance

変額保険（終身型・有期型・定期型）、変額個人年金保険は、保険金額や解約返戻金額が特別勘定の運用実績に基づいて増減する生命保険で、定額保険（保険期間中保険金額が一定の生命保険）とは異なります。保険契約者は、経済情勢や運用如何により高い収益を期待できますが、一方で株価の低下や為替の変動による投資リスクを負うことになります。

そこで変額保険（終身型・有期型・定期型）、変額個人年金保険へのご加入を検討していただくにあたって、より理解を深めていただくために、「特別勘定のしおり」を作成いたしましたので、必ずご一読ください。

目次

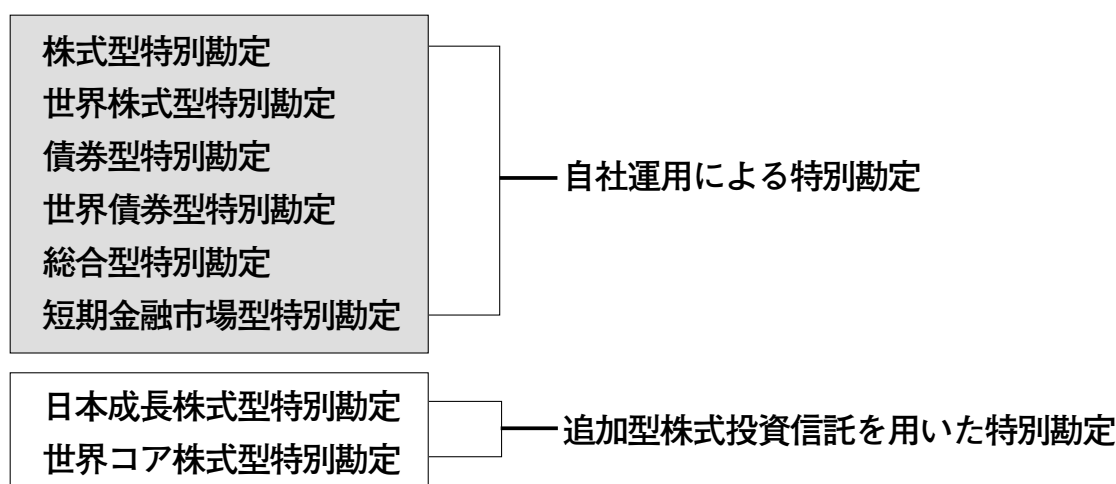
特別勘定のしおり

■ 株式型特別勘定	P. 2
■ 日本成長株式型特別勘定	P. 5
■ 世界コア株式型特別勘定	P.22
■ 世界株式型特別勘定	P.39
■ 債券型特別勘定	P.42
■ 世界債券型特別勘定	P.44
■ 総合型特別勘定	P.46
■ 短期金融市場型特別勘定	P.49

特別勘定のしおりは、当社特別勘定の資産の運用に関して記載したものです。

特別勘定の種類

平成21年8月1日現在の当社の特別勘定は以下のとおりです。



総合型特別勘定・債券型特別勘定・株式型特別勘定・世界債券型特別勘定・世界株式型特別勘定・短期金融市場型特別勘定の6勘定は自社運用による特別勘定で、日本成長株式型特別勘定は委託会社をフィデリティ投信株式会社、受益者を当社、世界コア株式型特別勘定は、委託会社をステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社、受益者を当社とする追加型株式投資信託を用いた特別勘定となります。

なお、特別勘定のしおりは保険業法施行規則第53条第1項第5号および同条同項第6号に基づき作成した、当社の特別勘定に関する開示資料です。

<日本成長株式型特別勘定および世界コア株式型特別勘定について>

平成19年1月4日より投資信託*の受益権は、原則、「社債等の振替に関する法律」の規定の適用を受けることとなり、委託会社では受益証券を発行しません。したがって、平成19年1月4日より、標記の特別勘定に組み入れている投資信託の受益証券に関する記載につきましては、原則、受益権と読み替えていただきますようお願いいたします。

*契約型の委託者指図型投資信託が「社債等の振替に関する法律」の規定対象となります。なお、当面は以下の投資信託は対象外となります。

- ・「投資信託及び投信法人に関する法律」上の外国投資信託
- ・親投資信託（マザーファンド）

当該保険契約の保有件数

平成21年3月末現在の当該保険契約の保有件数は以下のとおりです。

(単位：件、千円)
*金額は千円未満切り捨て

項目	件数	保有契約高(金額)
変額保険(終身型)	483,591	6,404,908,960
変額保険(有期型)	41,236	136,557,388
変額保険(定期型)	1,706	62,517,284
変額個人年金保険	28,025	152,525,461
合計	554,558	6,756,509,095

(注) 変額保険の保有契約高には、定期保険特約部分が含まれます。
また、変額個人年金保険の保有契約高には、年金原資を記しております。

■ 株式型特別勘定

1.資産の運用に係る目的及び基本的性格

日本の株式を中心に分散投資を行い、積極的な資産の増大を目指します。
中長期的な視点から銘柄を選定し、株式の値上がり益の獲得を目指します。

2.資産の運用に係る運用方針、運用対象、運用体制及び運用制限

・運用方針

上場投資信託(日経225型ETF)を主体に投資を行い、株式市場との連動性を確保します。さらに、国内株式への分散投資も行うことで、中長期的に日経平均株価(©日本経済新聞社)を上回る運用成果の獲得を目指します。

・運用対象

- ① 国内株式
- ② 国内債券
- ③ 外国株式
- ④ 外国債券
- ⑤ 株価指数連動型投資信託受益証券 (ETF)
- ⑥ その他の有価証券
- ⑦ ①～⑥に関わるデリバティブ取引 (金融派生商品を含む)
- ⑧ コールローン
- ⑨ 預貯金等

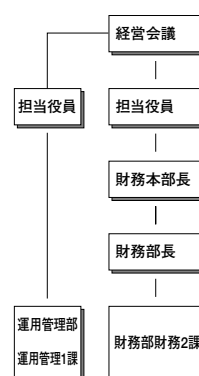
・運用体制 (平成21年3月現在)

特別勘定資産の運用は、財務本部財務部財務2課が担当します。

経営会議にて、投資環境を分析し、投資基本方針及び投資計画が審議決定されます。

決定された投資基本方針及び投資計画に基づき、運用担当者は運用を実行します。

特別勘定資産の運用状況は、運用管理部運用管理1課が経営会議に定期的に報告します。



・運用制限

- ① 同一会社の社債及び株式への投資は、特別勘定資産の10%以内とします。
- ② 同一の金融機関に対する預貯金 (当座預金・普通預金を除く) は、特別勘定資産の10%以内とします。
- ③ 株式先物売建残高、株式プット・オプション買建残高、株式コール・オプション売建残高の合計は保有している株式の時価総額の範囲内とします。
- ④ 債券先物売建残高、債券プット・オプション買建残高、債券コール・オプション売建残高の合計は保有している債券の時価総額の範囲内とします。
- ⑤ 通貨先物売建残高、通貨プット・オプション買建残高、通貨コール・オプション売建残高の合計は保有している外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
- ⑥ 株式先物買建残高、株式プット・オプション売建残高、株式コール・オプション買建残高の合計は株式購入可能額の範囲内とします。
- ⑦ 債券先物買建残高、債券プット・オプション売建残高、債券コール・オプション買建残高の合計は債券購入可能額の範囲内とします。
- ⑧ 通貨先物買建残高、通貨プット・オプション売建残高、通貨コール・オプション買建残高の合計は外貨建資産の購入可能額の範囲内とします。

3.資産の運用に係る運用リスク

(1) 価格変動リスク

有価証券の市場価格は常に変動しており、保有する有価証券の価格が下落する場合には、積立金が減少する要因となります。また、債券を保有する場合、一般に金利が上昇する場合には価格が下落し、積立金が減少する要因となります。

(2) 信用リスク

信用リスクとは、貸付先や債券発行体などの債務者が、元本償還金や利息の支払いを履行しない、あるいは遅延するリスクをいいます。一般に、債券の発行体の財務状況が悪化し債務不履行が生じる場合、またはそれが予想される場合には、当該債券の価格が下落し (価格がゼロになることもあります)、積立金が減少する要因となります。

(3) 為替リスク

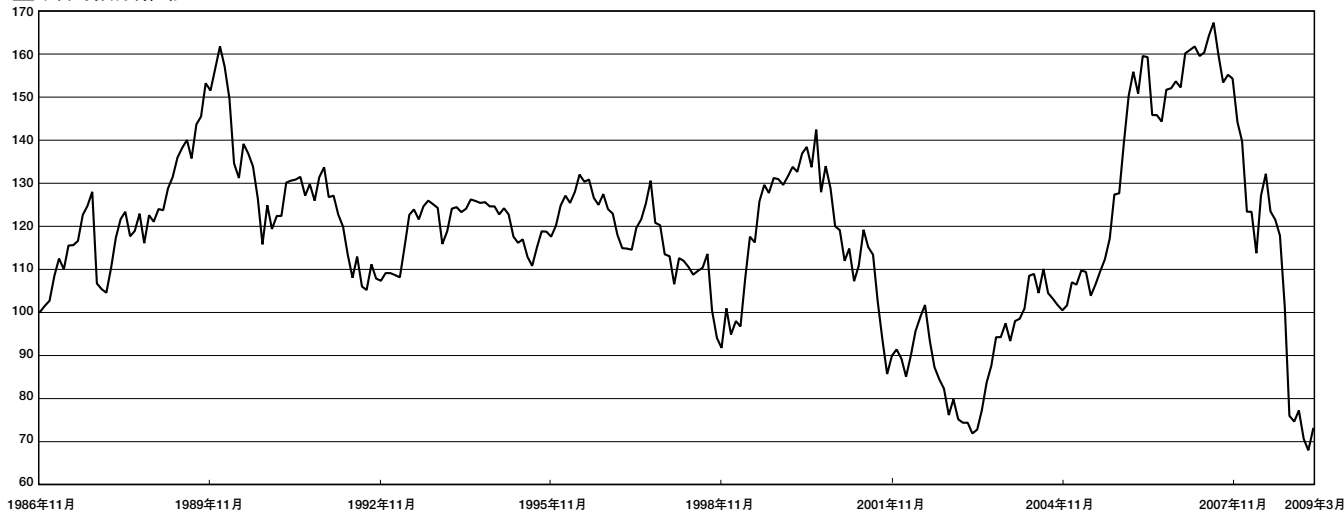
外貨建の証券に投資する場合、為替変動リスクが生じます。一般に、日本円の価値が当該外貨に対して上昇する場合 (円高になる場合) は、外貨建資産の円換算価値が下落し、積立金が減少する要因となります。

(4) カントリー・リスク

外国の証券に投資する際には、国内証券への投資に伴うリスクに加え、当該国や当該地域の政治・経済や社会情勢、外国為替規制、資本規制等の影響を受ける可能性があります。当該国の情勢の変化により、投資を回収することが困難になるような場合には、積立金が減少する可能性があります。

4.資産の運用実績（平成21年3月末）

□ 月間指数推移



5.当該保険契約の保有件数（平成21年3月末）

P.1をご覧ください。

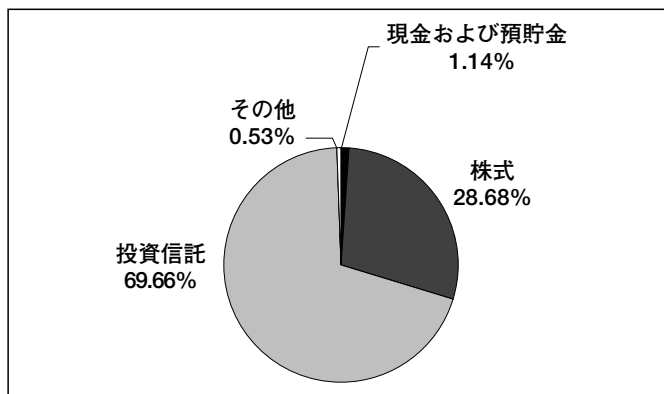
6.資産の内訳（平成21年3月末）

□ 資産配分

(単位：千円、%)

項目	金額	構成比
現金および預貯金	461,339	1.14
有価証券	39,717,290	98.33
公債	—	—
株式	11,582,872	28.68
外国株式	—	—
外国公社債	—	—
投資信託	28,134,418	69.66
貸付	—	—
その他の	212,248	0.53
合計	40,390,877	100.00

*金額は千円未満切り捨て



投資信託は、【日経平均型上場投資信託(ETF)】(主に野村アセットマネジメントおよび日興アセットマネジメント)を組み入れております。

7.資産の運用に係る運用収支状況、運用株式主要銘柄及びその他運用資産の主要なもの(平成21年3月末)

□ 運用収支状況

(単位：千円)

項目	金額
利息配当金収入	907,393
有価証券売却益	57,549
有価証券償還益	—
有価証券評価益	5,538,583
為替差益	—
金融派生商品収益	—
その他収益	0
有価証券売却損	1,546,102
有価証券償還損	—
有価証券評価損	25,310,309
為替差損	—
金融派生商品費用	191,480
その他費用及び損失	13,309
収支差 計	△ 20,557,674

*金額は千円未満切り捨て

□ 主要銘柄(株式)

(単位：株、千円)

銘柄名	株数	評価額
1605 国際石油開発帝石	283	193,289
1878 大東建託	25,000	82,500
2466 バシフィックゴルフグループ インターナショナル	2,214	97,748
2914 J T	450	117,855
3231 野村不動産ホールディングス	81,700	121,324
3436 S U M C O	200,000	288,400
4062 イビデン	75,500	178,557
4063 信越化学工業	61,000	290,970
4502 武田薬品工業	53,000	180,200
4523 エーザイ	50,000	144,000
4543 テルモ	89,000	323,070
4768 大塚商会	35,000	128,100
4901 富士フイルムホールディングス	50,000	106,250
4902 コニカミノルタホールディングス	180,000	150,840
5108 プリヂェストン	100,000	140,900
5214 日本電気硝子	240,000	164,640
5333 日本碍子	110,000	165,550
5401 新日本製鐵	950,000	249,850
5405 住友金属工業	745,000	146,765
5411 ジェイ エフ イー ホールディングス	55,050	118,082
5713 住友金属鉱山	149,000	140,209
6113 アマダ	230,000	119,140
6301 コマツ	188,500	201,695
6305 日立建機	115,200	146,188
6367 ダイキン工業	65,000	174,200
6502 東芝	830,000	210,820
6503 三菱電機	380,000	167,580
6594 日本電産	62,400	274,560
6665 エルピーダメモリ	162,300	110,364
6762 T D K	51,800	189,070
6861 キーエンス	18,750	346,875
6923 スタンレー電気	100,000	109,400
6954 ファナック	48,000	318,240
6967 新光電気工業	180,000	168,840
6988 日東電工	70,000	140,350
7203 トヨタ自動車	141,500	441,480
7267 ホンダ	128,800	298,172
7269 スズキ	110,000	179,190
7453 良品計画	19,000	73,150
7731 ニコン	149,000	164,794
7741 H O Y A	40,000	77,200
7751 キヤノン	121,000	341,220
7974 任天堂	9,900	281,655
8001 伊藤忠商事	240,000	114,720
8031 三井物産	140,000	138,040
8053 住友商事	190,600	160,675
8058 三菱商事	180,000	231,300
8306 三菱UFJフィナンシャル・グループ	472,900	225,100
8411 みずほフィナンシャルグループ	1,240,000	233,120
8591 オリックス	37,500	118,875
8604 野村ホールディングス	256,100	126,769
8801 三井不動産	96,000	102,432
8802 三菱地所	80,000	88,160
8830 住友不動産	129,000	139,707
9020 東日本旅客鉄道	59,500	305,235
9101 日本郵船	255,000	96,135
9104 商船三井	410,000	197,210
9432 N T T	39,500	147,335
9433 K D D I	350	161,700
9831 ヤマダ電機	20,000	77,200

*金額は千円未満切り捨て

□ 業種別保有状況(株式)

(単位：株、千円)

項目	株数	評価額
食料品	30,840	162,389
繊維品	—	—
パルプ・紙	82,000	32,800
化学工業	181,000	537,570
医薬品	115,000	360,440
石油・石炭製品	—	—
ゴム製品	100,000	140,900
硝子・土石製品	350,000	330,190
鉄鋼	1,750,050	514,697
非鉄金属	163,200	144,312
金属製品	200,000	288,400
機械	813,700	714,928
電気機器	2,321,350	2,691,030
輸送用機器	880,300	978,342
精密機器	288,000	580,864
その他製造	9,900	281,655
小 計	7,285,340	7,758,520
水産・農林業	77,400	19,891
鉱業	8,283	225,049
建設業	25,000	82,500
電気・ガス業	—	—
陸運業	59,500	305,235
海運業	665,000	293,345
空運業	—	—
倉庫・運輸関連業	—	—
情報・通信業	125,096	566,578
卸売業	862,682	676,649
小売業	163,000	245,885
金融・保険業	2,354,300	834,941
銀行業	1,807,900	493,655
証券・商品先物取引業	256,100	126,769
保険業	25,000	59,875
その他金融業	265,300	154,642
不動産業	496,700	475,053
サービス業	2,244	99,222
小 計	4,839,205	3,824,351
合 計	12,124,545	11,582,872

*金額は千円未満切り捨て

(注) 1.株式型は外貨建株式の保有はありません。
2.「評価額」とは、特別勘定資産評価の基礎となるものです。

■日本成長株式型特別勘定

●資産の運用に係る目的及び基本的性格

日本の株式へ分散投資を行い、積極的な資産の増大を目指します。

当社の選定した投資信託へ投資を行い、中長期的にベンチマークであるTOPIX(配当金込み)を上回る運用成果の獲得を目指します。一部の資金につきましては、コールローンおよび預貯金等で運用します。

なお、運用成果の向上のために、必要に応じて投資対象となる投資信託や組み入れ比率を見直す場合もあります。

【資産の運用に関する極めて重要な事項】

I 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1.名称

フィデリティ・日本成長株・ファンドVA3（適格機関投資家専用）

以下、「ファンド」ということがあります。

2.目的および基本的性格

マザーファンド（「フィデリティ・日本成長株・マザーファンド」をいいます。以下同じ。）受益証券への投資を通じて、主としてわが国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とし、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

※ファンドの基本的性格：ファンドは追加型株式投資信託であり、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「追加型投信/国内/株式」に分類されます。

※信託期間は原則無期限です。ただし、ファンドの残存口数が30億口を下回った場合等は、委託会社は受託会社と合意のうえ、信託を終了することができます。

3.特色

■個別企業分析により、成長企業（市場平均等に比較し成長力があり、その持続が長期的に可能と判断される企業）を選定し、利益成長性等と比較して妥当と思われる株価水準で投資を行ないます。

・一般的に、成長企業は、市場における高い競争力がありますので、市場占有率や価格競争力等において優位な状態にあります。

・高い競争力を戦略的に活用し、経営効率を高め、株主利益の拡大に努めている企業に注目します。

・成長性については、利益または収益で計られる場合が多く、キャッシュフローが潤沢であることも注目点としてあげられます。

■個別企業分析にあたっては、フィデリティ^{※1}の日本および世界主要拠点のアナリストによる企業調査結果を活かし、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。

■ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。

■株式（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の投資信託財産に属する株式のうち、この投資信託の投資信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として高位を維持し、投資信託財産の総額の65%超を基本とします。

■「ファミリーファンド方式」^{※2}により運用を行ないます。

■日本の株式の代表的な株価指数であるTOPIX（配当金込）^{※3}をベンチマーク（運用目標）とし、長期的にベンチマークを上回る運用成果をあげることを目標とします。（ベンチマークとの連動を目指すものではありません。）

■資金動向、市況動向等によっては前記のような運用ができない場合もあります。

※1 FIL LimitedおよびFMR LLCとそれらの関連会社のネットワークを総称して「フィデリティ」ということがあります。

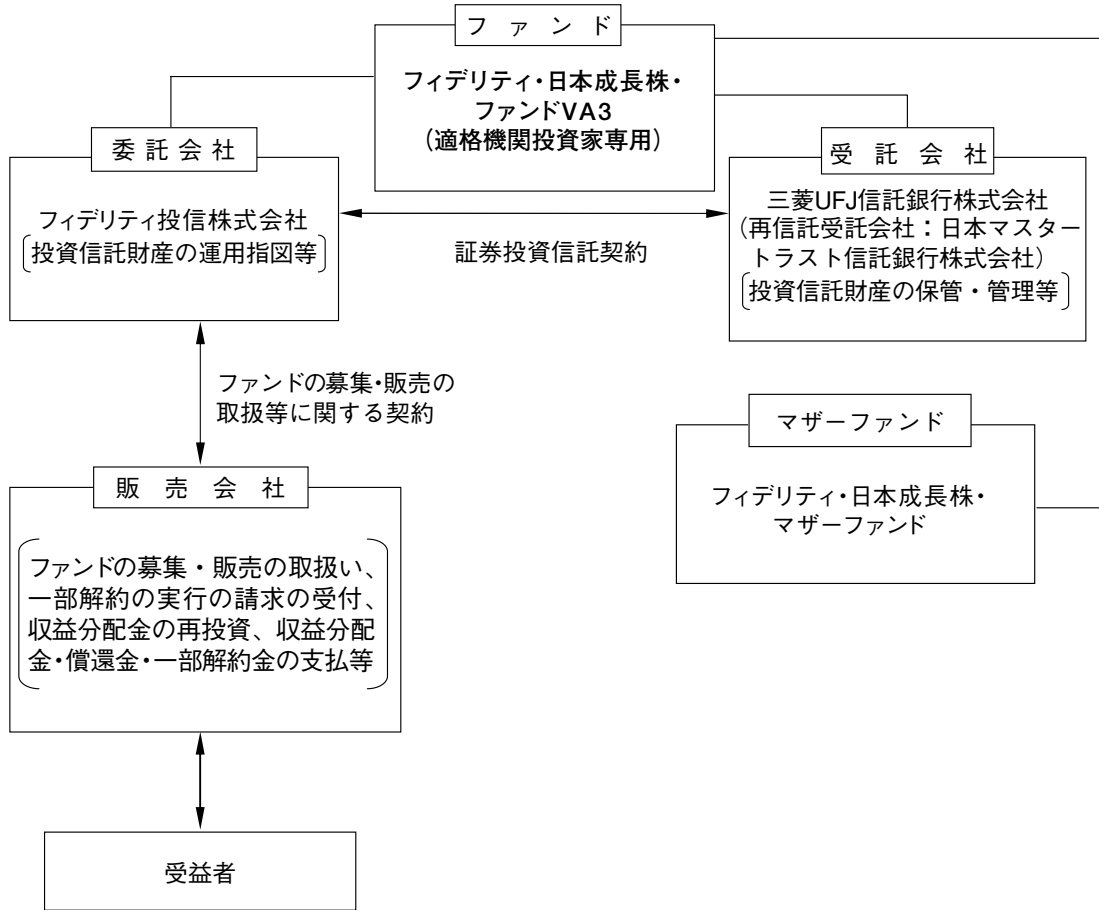
また、「フィデリティ」とは、日本語では「忠誠」、「忠実」を意味します。

※2 ファンドは「フィデリティ・日本成長株・マザーファンド」を通じて投資を行ないます。前記はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの特色および投資方針を含みます。

※3 TOPIX（配当金込）とは、東証発表値を指します。

※通常、新聞紙上等に掲載されているTOPIXは配当金を含みません。ファンドのベンチマークは「TOPIX（配当金込）」ですので、委託会社が公表する「TOPIX（配当金込）」の騰落率等と一般的な「TOPIX（配当金含まず）」の騰落率等は異なりますのでご注意ください。

4. 仕組み



2. 投資方針および投資リスク

1. 投資方針と主な投資対象

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とし、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

- 株式（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の投資信託財産に属する株式のうち、この投資信託の投資信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として、高位を維持し、投資信託財産の総額の65%超を基本とします。また、株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の投資信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の投資信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として、投資信託財産の総額の35%以内とします。
- 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらと類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。
- 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。
- 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引*1および為替先渡取引*2を行なうことができます。
- 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。
- 投資対象の詳細につきましては、「3.その他詳細情報」をご参照ください。

*1「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決

め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

*2「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下この段落において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下この段落において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

【参考情報】 マザーファンドの投資方針と主な投資対象

フィデリティ・日本成長株・マザーファンド

- ①わが国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要な投資対象とします。
- ②主としてわが国の株式に投資を行ないます。
- ③銘柄選択にあたっては、独自の企業調査にもとづき、長期的なスタンスでの成長性を重視します。
- ④株式への投資は、原則として、高位を維持し、投資信託財産の総額の65%超を基本とします。また、株式以外の資産への投資は、原則として、投資信託財産の総額の35%以内とします。
- ⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
- ⑥有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行なうことができます。
- ⑦投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことができます。
- ⑧投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことができます。

2.運用体制

フィデリティの企業調査

フィデリティは、投資対象の綿密な調査を重視しています。大規模なインハウス・リサーチ（自社のスタッフによる独自調査）体制を有しており、世界主要拠点で多くの企業調査の専門家が企業調査・運用に従事しています。企業内容の調査・分析にあたっては、FIL Limitedと、関連会社であるフィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー（FMR Co.）が、世界主要拠点のアナリストが独自に作成した企業調査情報をリアルタイムで共用し、株式や債券の運用に活かしています。

〈フィデリティの運用・調査体制〉

（2008年12月末日現在、単位：人）

拠 点		米 国	欧 州	日 本	アジア・ パシフィック	総 計
ポートフォリオ・ マネージャー	株 式	112	56	17	25	210
	ハイ・イールド債券	11	0	0	0	11
	投資適格債券	24	7	0	2	33
アナリスト	株 式	243	99	33	38	413
	ハイ・イールド債券	29	0	0	0	29
	投資適格債券	55	21	2	6	84
トレーダー	株 式	47	13	0	16	76
	ハイ・イールド債券	3	0	0	0	3
	投資適格債券	32	9	0	2	43
合 計		556	205	52	89	902
運用に関するコンプライアンス部門		61	7	6	12	86

※FMR LLCおよびFIL Limitedとその関係会社を含みます。

※アナリストには、リサーチ・アナリストとリサーチ・アシエイトを含みます。管理職等は除きます。

※上表中の数値は、将来変更となることがあります。

■フィデリティの運用哲学

- ・株式の運用においては、運用哲学の基礎を「ボトム・アップ・アプローチ」という調査・分析の手法においています。「ボトム・アップ・アプローチ」とは、綿密な個別企業調査を行なうことにより、企業の将来の成長性や財務内容等フ

ファンダメンタルズを調査・分析し、その結果をもとに運用する手法です。世界の調査部を7つのセクター（消費、ヘルスケア、公共事業、シクリカル、テクノロジー、金融、天然資源）に分け、企業の中長期的な成長の原動力となる競争力を多面的に調査します。調査対象企業からの情報のみならず、世界中の競争相手はもとより、仕入先、納品先といった取引先から、より広く、かつ客観的な情報を収集し、収益予測を行ない、最終的に中長期的な成長力を持った企業を発掘することに注力しています。

※セクター分類は、フィデリティ独自の定義によるものです。なお、日本においては天然資源セクターを独立して設けてはおりません。

- ・債券の運用においては、運用哲学の基礎を「過度のリスクをとらずに超過収益を生み出す」ことにおいています。投資適格債券の運用においては、社内の債券専任アナリストによる計量分析（クオンツ分析）、発行体の信用分析（ファンダメンタルズ分析）の双方を活用した複数の戦略の積み重ねにより、付加価値を創出することを目的としています。ハイ・イールド債券（高利回り社債）の運用においては、ハイ・イールド債券発行企業専任の社内アナリストが、株式同様、ボトム・アップによる徹底した個別企業調査を行ない、債務不履行等のリスクを最小限に抑える運用を行なうことに注力しています。いずれの場合においても、社内の株式アナリストとの間で調査情報の共有、調査活動の連携が行なわれています。

■運用プロセス

◆企業調査から、ポートフォリオ構築まで

・投資アイデア

アナリストおよびポートフォリオ・マネージャーが、多数の企業を調査しています。この中から、フィデリティのグローバルな企業調査情報も活用し、運用へのアイデアを発掘します。

・企業調査

アナリストは、財務諸表分析、企業取材によるマネジメント評価、事業環境の分析など、担当する業種における徹底した調査分析を行ないます。企業取材には、アナリストと共にポートフォリオ・マネージャーも加わり、最高経営責任者（CEO）から工場の生産ライン従業員まで幅広い関係者と面談を持ちます。さらに競合他社や取引企業への側面調査も実施、企業を取り巻く事業環境について多面的な分析を行ないます。

さらにアナリストは調査銘柄に対して、市場で形成される株価と利益の成長性との比較等、様々な観点からのバリュエーション分析も行ないます。投資魅力の度合いに応じて、5段階からなるアナリスト自身の投資評価（レーティング）を付与、ポートフォリオ・マネージャーに対して提示します。

※フィデリティ内部の個別銘柄レーティングは、ファンドのパフォーマンス向上を目指すためのものであり、一般に公表されることはありません。

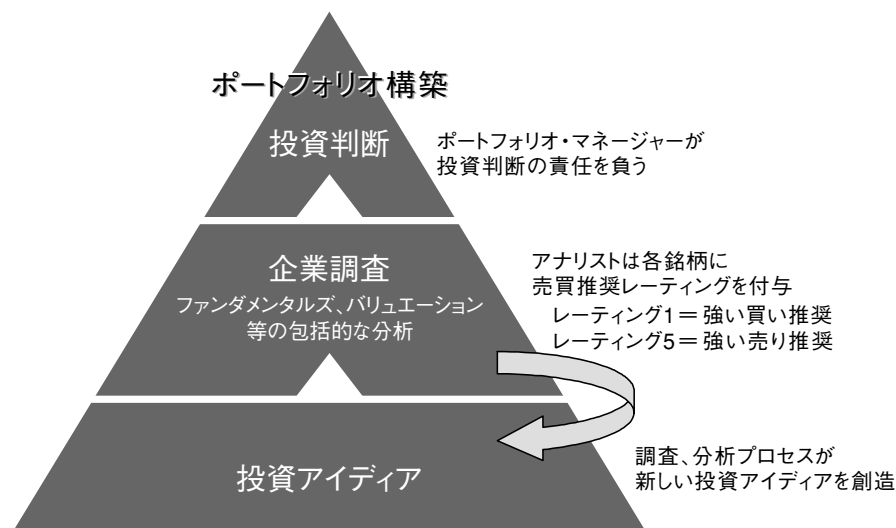
・投資判断およびポートフォリオ構築

ポートフォリオ・マネージャーは、アナリストのレーティングを参考にしつつ、独自のリサーチ・アイデア、ベンチマークとの比較、確信度、他の投資機会などの観点を加味して、投資判断およびポートフォリオ構築を行ないます。

業種別配分は、基本的に個別銘柄選択の積み上げの結果です。

※マザーファンド運用に関する意思決定の権限は、担当するポートフォリオ・マネージャーに一任されており、各ポートフォリオ・マネージャーの裁量によりマザーファンド運営が行なわれています。ポートフォリオ・マネージャーは、社内アナリストのレーティングに基づいて判断することも、あるいはその他の資料等に基づいて判断することも自由に選択可能であり、自身が適切と考える手段で投資判断する権限を持ちます。従って、社内のリサーチ・チームがレーティングを付与していない銘柄への投資や、レーティング内容とは異なる投資判断を行なうこともありえます。

※上記のプロセスで株式運用を行うポートフォリオ・マネージャーを複数人組み合わせる運用を行う場合があります。



■運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用の指図にあたりましては、委託会社の投資信託委託業務の業務の方法を規定している「業務方法書」に記載されてある、「受益者即ち投資家本位に徹する」ことを基本としております。長期投資の観点に基づいた運用を行ない、有価証券市場の激化要因となる運用を行なうことを厳禁しております。

ファンドの運用者は、委託会社が作成した「服務規程」を遵守することが求められております。服務規程におきましては、ファンドの運用者であるポートフォリオ・マネージャーの適正な行動基準および禁止行為を規定しており、法令遵守、顧客の保護、取引の公正確保を第一にすることが求められております。これらの規定はマザーファンドの運用担当者にも徹底されています。

また、実際の運用の指図におきましては、種々の社内規則を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止しております。

リスク管理および投資行動のチェックは、運用部門から独立したコンプライアンス部門が担当し、定期的なモニタリングの結果を運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

また、法令または投資信託約款等のファンドおよびマザーファンドの遵守状況につきましては、運用部門からは完全に独立しているコンプライアンス部門がチェックを行なっております。

ファンドの関係法人に対する管理としては、受託会社より、原則として年1回、内部統制に関する報告書を入手しているほか、必要に応じて適宜ミーティング等を行なっております。

※上記「2.運用体制」の内容は、今後変更となる場合があります。

3.主な投資制限

ファンドの法令および約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

- | | |
|--|--|
| ①株式への実質投資割合*
制限を設けません。 | ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合
取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 |
| ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合
取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。 | ⑥同一銘柄の転換社債等への実質投資割合
取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 |
| ③外貨建資産への実質投資割合
投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。 | ⑦マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合
投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 |
| ④同一銘柄の株式への実質投資割合
取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。 | |

※「実質投資割合」とは、ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、ファンドの投資信託財産に属する①から⑦に掲げる各種の資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの投資信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。「ファンドの投資信託財産に属するとみなした額」とは、ファンドの投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資制限の詳細につきましては、「3.その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

フィデリティ・日本成長株・マザーファンド

- | | |
|--|--|
| ①株式への投資割合
制限を設けません。 | ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合
取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 |
| ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合
取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。 | ⑥同一銘柄の転換社債等への投資割合
取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 |
| ③外貨建資産への投資割合
投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。 | ⑦投資信託証券への投資割合
投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 |
| ④同一銘柄の株式への投資割合
取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。 | |

4.投資リスクについて

(投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また収益や投資利回り等も未確定の商品です。)

ファンドが主として投資するマザーファンドは、主に国内の株式を投資対象としていますが、外貨建の株式を含む他の有価証券に投資することもあります。また、ファンドおよびマザーファンドの基準価額は、組み入れた株式やその他の有価証券の値動き等の影響（外貨建の資産には為替相場の変動による影響もあります。）により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた株式やその他の有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。委託会社の指図による行為によりファンドに生じた損益はすべて受益者に帰属し、元本が保証されているものではありません。

ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

(イ) 証券投資信託の運用において想定されるリスク

① 有価証券（株式・債券等）の価格変動リスク

基準価額は株価や債券価格等の市場価格の動きを反映して変動します。

② 為替リスク

日本以外の外国の株式や債券等に投資を行なう場合は、為替リスクが発生し、各国通貨の円に対する為替レートにより、ファンドおよびマザーファンドの基準価額が変動します。

③ カントリー・リスク

海外の金融・証券市場に投資を行なう場合は、当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱した場合に、基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。また、投資対象先がエマージング・マーケット（新興諸国市場）の場合には、特有のリスク（政治・社会的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等）が想定されます。

④ 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

解約資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって基準価額が大きく変動する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的にファンドで資金借入を行なうことによってファンドの解約代金の支払に対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。

⑤ 信用リスク

株式および債券等の有価証券の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。また、債券等へ投資を行なう場合には、発行体の債務不履行や支払遅延等が発生する場合があります。

(ロ) その他、ファンドおよびマザーファンド運用において考えられるリスク

① ベンチマークとの乖離に関するリスク

ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。また、わが国の株式市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

② ボトム・アップ・アプローチに関するリスク

ファンドの主たる投資対象であるマザーファンドは、ボトム・アップ・アプローチで組入銘柄を決定します。業種配分その他のリスク管理も行ないますが、結果的に、ポートフォリオの業種配分や銘柄構成等がわが国の株式市場全体とは大きく異なるものとなる場合も想定されます。その場合、ファンドおよびマザーファンドの基準価額の値動きは、わが国の株式市場全体の動きと大きく異なる場合も想定されます。

③ 運用担当者の交代に関するリスク

前述の「1. 投資信託（ファンド）の性格 3. 特色」中で示されたファンドの運用についての考え方は、2009年1月現在のものであり、今後、変更となる場合があります。また、長期間にわたってファンドを運用していく上で、運用担当者が交代となることもあります。その場合においても、フィデリティの企業調査情報を活用する体制およびフィデリティの原点である「ボトム・アップ・アプローチ」が変わることはありませんが、運用担当者の交代等に伴い、保有銘柄の入替え等が行なわれる場合があります。

④ 有価証券先物取引等のリスク

ファンドは、証券価格の変動または証券の価値に影響を及ぼすその他の諸要因に関するファンドのリスクを増加または減少させる運用手法（たとえば有価証券先物取引等）を用いることがあります。このような手法が想定された成果を収めない場合、ファンドはその投資目的を達成できず、損失を生じるおそれがあります。

上記投資リスクに対する管理体制は以下のとおりです。

① リスク管理の手段として、チーフ・インベストメント・オフィサーと調査部長が、マザーファンドの運用の指図を行なっているポートフォリオ・マネージャーと定期的に「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」を実施し、さまざまなリスク要因について協議し、過度なリスクを取っていないかを点検しています。マザーファンドの運用指図を行なうポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、業種配分、投資タイミングの決定等についてすべての権限を保有しておりますが、このポートフォリオ・レビュー・ミーティングでは、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっております。

② 法令または投資信託約款等のファンドおよびマザーファンドの遵守状況につきましては、運用部門からは完全に独立しているコンプライアンス部門がチェックを行なっております。

1. フィデリティ・日本成長株・ファンドVA3（適格機関投資家専用）の投資対象

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ 有価証券
 - ロ デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記1 フィデリティ・日本成長株・ファンドVA3（適格機関投資家専用）の投資対象 ④その他の投資対象 2.から6.に定めるものに限ります。）
 - ハ 金銭債権
 - ニ 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ デリバティブ取引に係る権利に類似する取引に係る権利
 - ロ 為替手形

②投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。また、保有する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第1号イからハまでに掲げるものに限ります。）をもってマザーファンドの受益証券に投資することを指図できます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約券証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から11.までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で21.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③投資対象とする金融商品

前記②にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

④その他の投資対象

1. 投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができます。
2. 投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
3. 投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を行なうことの指図をすることができます。
4. 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
5. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことの指図をすることができます。なお、スワップ取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
6. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。なお、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
7. 投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を貸付けることの指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
8. 実質外貨建資産*の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を行なうことを指図することができます。
9. 投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。

*「実質外貨建資産」とは、ファンドに属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。

2. フィデリティ・日本成長株・ファンドVA3（適格機関投資家専用）の投資制限

①ファンドの投資信託約款に基づく投資制限

- (a) 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、前述にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては投資することを指図することができることとします。
- (b) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- (c) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- (d) 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。有価証券の値上がり等により30%を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。（当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことができます。）
- (e) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- (f) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (g) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしてい

るもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

- (h) マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (i) 信用取引の指図は、次の1.から6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1.から6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- (j) 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引の指図は次の範囲で行なうものとします。なお、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権に係る利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記「1.フィデリティ・日本成長株・ファンドVA3（適格機関投資家専用）の投資対象③投資対象とする金融商品」1.から4.に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (k) 通貨に係る先物取引および先物オプション取引の指図は、次の範囲で行なうものとします。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (l) 金利に係る先物取引およびオプション取引の指図は、次の範囲で行なうものとします。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（投資信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記「1.フィデリティ・日本成長株・ファンドVA3（適格機関投資家専用）の投資対象③投資対象とする金融商品」1.から4.に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記「1.フィデリティ・日本成長株・ファンドVA3（適格機関投資家専用）の投資対象③投資対象とする金融商品」1.から4.に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、投資信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- (m) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。（マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額は、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (n) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (o) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (p) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (q) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- (r) 借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借入れ指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

②投資信託及び投資法人に関する法律および関係法令に基づく投資制限

- (a) 委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行なうこと、または継続することを内容とした運用を行なうことを受託会社に指図してはなりません。
- (b) 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

4. 運用状況

1. 投資状況 (2008年12月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
親投資信託受益証券	日本	126,926,354,103	100.05
小計		126,926,354,103	100.05
その他の資産			
預金・その他	日本	91,507,680	0.07
小計		91,507,680	0.07
負債	—	150,207,734	0.12
合計 (純資産総額)		126,867,654,049	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

【参考情報】 マザーファンドの投資状況 フィデリティ・日本成長株・マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
株式	日本	457,364,596,000	96.34
投資信託受益証券	日本	11,548,673,003	2.43
投資証券	日本	4,807,311,000	1.01
小計		473,720,580,003	99.78
その他の資産			
預金・その他	日本	2,707,078,842	0.57
小計		2,707,078,842	0.57
負債	—	1,657,587,135	0.35
合計 (純資産総額)		474,770,071,710	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

2. 投資資産 (2008年12月30日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	種類	銘柄名	国名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	親投資信託 受益証券	フィデリティ・日本成長株・ マザーファンド	日本	131,325,767,308	0.9369	123,045,369,187	0.9665	126,926,354,103	100.05

種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.05

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】

フィデリティ・日本成長株・マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄名	通貨地域	種類業種	株数 または 口数	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 時価金額 (円)	投資比率 (%)
1	ダイキン工業	日本・円 日本	株式 機械	6,379,400	2,393.94 15,271,949,158	2,315 14,768,311,000	3.12
2	三菱電機	日本・円 日本	株式 電気機器	26,738,000	494.88 13,232,136,381	552 14,759,376,000	3.12
3	トヨタ自動車	日本・円 日本	株式 輸送用機器	4,893,700	2,944.58 14,409,927,374	2,905 14,216,198,500	2.99
4	楽天	日本・円 日本	株式 サービス業	226,710	52,204.99 11,835,395,311	57,000 12,922,470,000	2.72
5	三菱重工業	日本・円 日本	株式 機械	30,730,000	376.97 11,584,364,439	395 12,138,350,000	2.56
6	クボタ	日本・円 日本	株式 機械	18,486,000	554.86 10,257,254,071	634 11,720,124,000	2.47
7	フィデリティ・円キャッシュ・ファンド (適格機関投資家専用)	日本・円 日本	投資信託受益証券 —	11,430,934,379	1.0099 11,544,369,429	1.0103 11,548,673,003	2.43
8	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本・円 日本	株式 銀行業	19,255,900	490.37 9,442,684,212	549 10,571,489,100	2.23
9	日立製作所	日本・円 日本	株式 電気機器	28,474,000	429.98 12,243,410,184	345 9,823,530,000	2.07
10	リンナイ	日本・円 日本	株式 金属製品	2,700,800	3,400.09 9,182,964,998	3,500 9,452,800,000	1.99
11	本田技研工業	日本・円 日本	株式 輸送用機器	4,888,600	2,014.61 9,848,634,892	1,906 9,317,671,600	1.96
12	ソフトバンク	日本・円 日本	株式 情報・通信業	5,608,400	1,343.00 7,532,081,200	1,603 8,990,265,200	1.89
13	野村ホールディングス	日本・円 日本	株式 証券、商品先物取引業	11,787,900	678.14 7,993,887,247	729 8,593,379,100	1.81
14	国際石油開発帝石	日本・円 日本	株式 鉱業	12,081	588,185.05 7,105,863,673	698,000 8,432,538,000	1.78
15	商船三井	日本・円 日本	株式 海運業	14,335,000	509.53 7,304,113,481	542 7,769,570,000	1.64
16	ヤフー	日本・円 日本	株式 情報・通信業	210,777	31,428.52 6,624,409,427	36,500 7,693,360,500	1.62
17	山武	日本・円 日本	株式 電気機器	3,529,100	2,059.88 7,269,535,261	2,155 7,605,210,500	1.60
18	ミスミグループ本社	日本・円 日本	株式 卸売業	6,821,500	1,310.76 8,941,403,862	1,061 7,237,611,500	1.52
19	住友商事	日本・円 日本	株式 卸売業	8,022,600	845.81 6,785,637,842	780 6,257,628,000	1.32
20	シマノ	日本・円 日本	株式 輸送用機器	1,750,700	3,620.00 6,337,534,000	3,510 6,144,957,000	1.29
21	日本電産	日本・円 日本	株式 電気機器	1,600,800	4,537.87 7,264,233,218	3,440 5,506,752,000	1.16
22	三井化学	日本・円 日本	株式 化学	16,124,000	378.56 6,103,973,710	328 5,288,672,000	1.11
23	三浦工業	日本・円 日本	株式 機械	2,350,300	2,025.07 4,759,534,200	2,200 5,170,660,000	1.09
24	住友信託銀行	日本・円 日本	株式 銀行業	9,931,000	443.00 4,399,433,000	516 5,124,396,000	1.08
25	損害保険ジャパン	日本・円 日本	株式 保険業	7,667,000	544.02 4,171,040,793	645 4,945,215,000	1.04
26	東京エレクトロン	日本・円 日本	株式 電気機器	1,574,100	2,564.70 4,037,094,936	3,100 4,879,710,000	1.03
27	島津製作所	日本・円 日本	株式 精密機器	8,733,000	601.90 5,256,437,288	557 4,864,281,000	1.02
28	三井物産	日本・円 日本	株式 卸売業	5,388,000	848.61 4,572,311,361	901 4,854,588,000	1.02
29	日本碍子	日本・円 日本	株式 ガラス・土石製品	4,486,000	986.68 4,426,287,289	993 4,454,598,000	0.94
30	テルモ	日本・円 日本	株式 精密機器	1,033,700	4,289.25 4,433,804,538	4,170 4,310,529,000	0.91

種類別及び業種別投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.08
		鉱業	1.78
		建設業	3.12
		食料品	2.66
		繊維製品	0.95
		パルプ・紙	0.59
		化学	5.77
		医薬品	2.38
		石油・石炭製品	0.30
		ゴム製品	0.09
		ガラス・土石製品	1.62
		鉄鋼	1.52
		非鉄金属	1.26
		金属製品	2.17
		機械	11.03
		電気機器	14.74
		輸送用機器	7.04
		精密機器	2.32
		その他製品	0.74
		電気・ガス業	0.90
		陸運業	0.55
		海運業	1.80
		空運業	0.17
		倉庫・運輸関連業	0.08
		情報・通信業	8.66
		卸売業	4.71
		小売業	5.06
		銀行業	4.74
		証券・商品先物取引業	2.57
保険業	1.80		
その他金融業	0.52		
不動産業	0.41		
サービス業	4.20		
	小計		96.34
投資信託受益証券	国内	—	2.43
	小計		2.43
投資証券	国内	—	1.01
	小計		1.01
合計 (対純資産総額比)			99.78

3.運用実績

①純資産の推移

2008年12月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期	年月日	純資産 総額 (百万円) (分配落)	純資産 総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
1期	(2002年12月 2日)	9,956	9,956	0.8344	0.8344
2期	(2003年12月 1日)	43,573	43,573	1.0762	1.0762
3期	(2004年11月30日)	89,706	89,706	1.1171	1.1171
4期	(2005年11月30日)	189,507	189,507	1.5360	1.5360
5期	(2006年11月30日)	232,893	232,893	1.5882	1.5882
6期	(2007年11月30日)	219,602	219,602	1.5752	1.5752
7期	(2008年12月 1日)	122,961	122,961	0.8199	0.8199
	2007年12月末日	212,491	—	1.5260	—
	2008年 1月末日	186,699	—	1.3466	—
	2008年 2月末日	185,747	—	1.3455	—
	2008年 3月末日	172,169	—	1.2523	—
	2008年 4月末日	205,317	—	1.3841	—
	2008年 5月末日	209,074	—	1.4140	—
	2008年 6月末日	197,469	—	1.3376	—
	2008年 7月末日	193,113	—	1.3120	—
	2008年 8月末日	186,504	—	1.2720	—
	2008年 9月末日	160,843	—	1.1072	—
	2008年10月末日	126,403	—	0.8462	—
	2008年11月末日	124,593	—	0.8310	—
	2008年12月末日	126,867	—	0.8451	—

②分配の推移

期	1口当たりの分配金 (円)
第1期	0.0000
第2期	0.0000
第3期	0.0000
第4期	0.0000
第5期	0.0000
第6期	0.0000
第7期	0.0000

③収益率の推移

期	収益率 (%)
第1期	△16.6
第2期	29.0
第3期	3.8
第4期	37.5
第5期	3.4
第6期	△0.8
第7期	△47.9

(注) 収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

Ⅱ 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「2.投資信託（ファンド）の経理状況」の「財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。

「資産の運用に関する重要な事項」の「2.投資信託（ファンド）の経理状況」中の「1 財務諸表」については、当社の委嘱に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明に準じて、第6期計算期間（平成18年12月1日から平成19年11月30日まで）、および第7期計算期間（平成19年12月1日から平成20年12月1日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。その監査報告書は、該当する財務諸表の直前に添付しております。

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	第6期計算期間	第7期計算期間
		平成19年11月30日現在	平成20年12月1日現在
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
金銭信託		1,236,210,441	820,832,059
親投資信託受益証券		220,023,276,635	122,961,727,901
流動資産合計		221,259,487,076	123,782,559,960
資産合計		221,259,487,076	123,782,559,960
負債の部			
流動負債			
未払解約金		578,743,713	42,085,489
未払受託者報酬		122,448,659	88,432,503
未払委託者報酬		955,099,824	689,773,736
その他未払費用		535,503	540,331
流動負債合計		1,656,827,699	820,832,059
負債合計		1,656,827,699	820,832,059
純資産の部			
元本等			
元本		139,413,549,359	149,977,436,874
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		80,189,110,018	△27,015,708,973
(うち分配準備積立金)		(45,808,689,672)	(42,369,666,168)
剰余金合計		80,189,110,018	△27,015,708,973
元本等合計		219,602,659,377	122,961,727,901
純資産合計		219,602,659,377	122,961,727,901
負債・純資産合計		221,259,487,076	123,782,559,960

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	第6期計算期間	第7期計算期間
		自平成18年12月1日 至平成19年11月30日	自平成19年12月1日 至平成20年12月1日
		金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益			
有価証券売買等損益		1,003,999,598	△107,243,115,054
営業収益合計		1,003,999,598	△107,243,115,054
営業費用			
受託者報酬		248,944,802	192,159,749
委託者報酬		1,941,770,091	1,498,846,628
その他費用		1,502,237	1,183,890
営業費用合計		2,192,217,130	1,692,190,267
営業損失金額		1,188,217,532	108,935,305,321
経常損失金額		1,188,217,532	108,935,305,321
当期純損失金額		1,188,217,532	108,935,305,321
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		1,214,335,738	—
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		—	3,212,868,451
期首剰余金		86,257,738,322	80,189,110,018
剰余金増加額		6,104,849,158	4,763,719,836
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(6,104,849,158)	(4,763,719,836)
剰余金減少額		9,770,924,192	6,246,101,957
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(9,770,924,192)	(6,246,101,957)
分配金		—	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		80,189,110,018	△27,015,708,973

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	第6期 計算期間 自平成18年12月1日 至平成19年11月30日	第7期 計算期間 自平成19年12月1日 至平成20年12月1日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	—	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は当期末日が休日のため、平成19年12月1日から平成20年12月1日までとなっております。

Ⅲ 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

ファンドの沿革・投資信託（ファンド）の経理状況の詳細・設定及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。

「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

1. ファンドの沿革
2. 投資信託（ファンド）の経理状況
 1. 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
 2. 投資信託（ファンド）の現況
純資産額計算書
3. 設定及び解約の実績

【資産の運用に関する重要な事項】

1. ファンドの沿革

2001年11月29日 信託契約の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始
2007年 1月 4日 投資信託振替制度へ移行

2. 投資信託（ファンド）の経理状況

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、第6期計算期間（平成18年12月1日から平成19年11月30日まで）については改正前の、第7期計算期間（平成19年12月1日から平成20年12月1日まで）については改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドは、当社の委嘱に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明に準じて、第6期計算期間（平成18年12月1日から平成19年11月30日まで）、および第7期計算期間（平成19年12月1日から平成20年12月1日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。その監査報告書は、該当する財務諸表の直前に添付しております。



1.財務諸表

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	第6期計算期間	第7期計算期間
		平成19年11月30日現在	平成20年12月1日現在
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
金銭信託		1,236,210,441	820,832,059
親投資信託受益証券		220,023,276,635	122,961,727,901
流動資産合計		221,259,487,076	123,782,559,960
資産合計		221,259,487,076	123,782,559,960
負債の部			
流動負債			
未払解約金		578,743,713	42,085,489
未払受託者報酬		122,448,659	88,432,503
未払委託者報酬		955,099,824	689,773,736
その他未払費用		535,503	540,331
流動負債合計		1,656,827,699	820,832,059
負債合計		1,656,827,699	820,832,059
純資産の部			
元本等			
元本		139,413,549,359	149,977,436,874
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		80,189,110,018	△27,015,708,973
(うち分配準備積立金)		(45,808,689,672)	(42,369,666,168)
剰余金合計		80,189,110,018	△27,015,708,973
元本等合計		219,602,659,377	122,961,727,901
純資産合計		219,602,659,377	122,961,727,901
負債・純資産合計		221,259,487,076	123,782,559,960

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第6期計算期間	第7期計算期間
	平成19年11月30日現在	平成20年12月1日現在
1.元本の推移		
期首元本額	146,636,002,448円	139,413,549,359円
期中追加設定元本額	9,321,467,191円	21,826,396,091円
期中一部解約元本額	16,543,920,280円	11,262,508,576円
2.計算期間末日における受益権の総数	139,413,549,359 口	149,977,436,874 口
3.元本の欠損	-	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は27,015,708,973円です。
3.計算期間末日における1口当たり純資産額	1.5752 円	0.8199円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期計算期間	第7期計算期間
自平成18年12月1日	自平成19年12月1日
至平成19年11月30日	至平成20年12月1日
分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(0円)、有価証券売却等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(34,380,420,348円)及び分配準備積立金(45,808,689,672円)より分配対象収益は80,189,110,018円(1口当たり0.5751円)であります。分配は行っていません。	分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(0円)、有価証券売却等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(41,641,431,383円)及び分配準備積立金(42,369,666,168円)より分配対象収益は84,011,097,551円(1口当たり0.560158円)であります。分配は行っていません。

(有価証券に関する注記)

第6期計算期間(平成19年11月30日現在)

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	220,023,276,635	△132,302,433
合 計	220,023,276,635	△132,302,433

第7期計算期間(平成20年12月1日現在)

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	122,961,727,901	△104,305,080,692
合 計	122,961,727,901	△104,305,080,692

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

①有価証券明細表

- (ア) 株式
該当事項はありません。
- (イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本・円	親投資信託 受益証券	フィデリティ・ 日本成長株・ マザーファンド	131,215,161,564	122,961,727,901	-
	合 計		131,215,161,564	122,961,727,901	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

②信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	第6期計算期間	第7期計算期間
		自平成18年12月1日	自平成19年12月1日
		至平成19年11月30日	至平成20年12月1日
		金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益			
有価証券売買等損益		1,003,999,598	△107,243,115,054
営業収益合計		1,003,999,598	△107,243,115,054
営業費用			
受託者報酬		248,944,802	192,159,749
委託者報酬		1,941,770,091	1,498,846,628
その他費用		1,502,237	1,183,890
営業費用合計		2,192,217,130	1,692,190,267
営業損失金額		1,188,217,532	108,935,305,321
経常損失金額		1,188,217,532	108,935,305,321
当期純損失金額		1,188,217,532	108,935,305,321
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		1,214,335,738	-
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		-	3,212,868,451
期首剰余金		86,257,738,322	80,189,110,018
剰余金増加額		6,104,849,158	4,763,719,836
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(6,104,849,158)	(4,763,719,836)
剰余金減少額		9,770,924,192	6,246,101,957
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(9,770,924,192)	(6,246,101,957)
分配金		-	-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		80,189,110,018	△27,015,708,973

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	第6期 計算期間	第7期計算期間
	自平成18年12月1日	自平成19年12月1日
	至平成19年11月30日	至平成20年12月1日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	-	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は当期末日から休日のため、平成19年12月1日から平成20年12月1日までとなっております。

2.投資信託(ファンド)の現況

純資産額計算書(2008年12月30日現在)

種 類	金 額	単位
I 資産総額	127,017,861,783	円
II 負債総額	150,207,734	円
III 純資産総額 (I - II)	126,867,654,049	円
IV 発行済数量	150,117,906,669	口
V 1単位当たり純資産額 (III / IV)	0.8451	円

3. 設定及び解約の実績

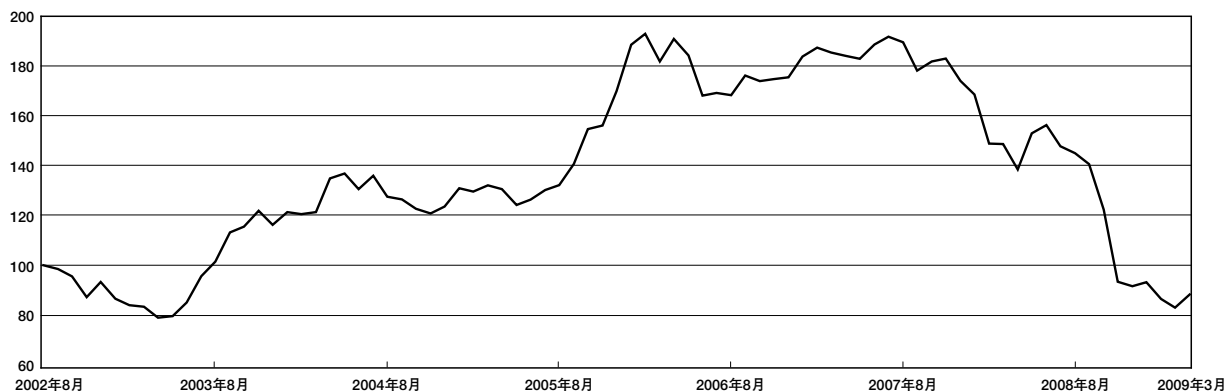
期	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	12,543,527,444	611,951,638	11,931,575,806
第2期	30,600,741,630	2,044,596,303	40,487,212,133
第3期	42,972,301,912	3,159,205,958	80,300,817,087
第4期	53,326,234,611	10,251,543,308	123,375,508,390
第5期	39,552,397,815	16,291,903,757	146,636,002,448
第6期	9,321,467,191	16,543,920,280	139,413,549,359
第7期	21,826,396,091	11,262,508,576	149,977,436,874

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

■ 日本成長株式型特別勘定

1. 資産の運用実績（平成21年3月末）

□ 月間指数推移



2. 当該保険契約の保有件数（平成21年3月末）

P.1をご覧ください。

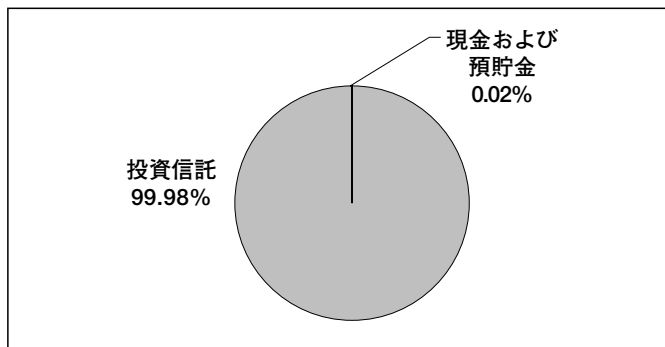
3. 資産の内訳（平成21年3月末）

□ 資産配分

(単位：千円、%)

項目	金額	構成比
現金および預貯金	3,000	0.02
有価証券	12,021,949	99.98
貸付	—	—
合計	12,024,949	100.00

*金額は千円未満切り捨て



4. 資産の運用に係る運用収支状況（平成21年3月末）

□ 運用収支状況

(単位：千円)

項目	金額
利息配当金収入	—
有価証券売却益	—
有価証券償還益	—
有価証券評価益	774,904
為替差益	—
金融派生商品収益	—
その他収益	—
有価証券売却損	7,426
有価証券償還損	—
有価証券評価損	6,800,680
為替差損	—
金融派生商品費用	—
その他費用及び損失	—
収支差計	△ 6,033,202

*金額は千円未満切り捨て

■世界コア株式型特別勘定

●資産の運用に係る目的及び基本的性格

日本を含む世界の株式へ分散投資を行い、積極的な資産の増大を目指します。

当社の選定した投資信託へ投資を行い、中長期的にベンチマークであるMSCIワールド・インデックス（円ベース）を上回る運用成果の獲得を目指します。一部の資金につきましては、コールローンおよび預貯金等で運用します。

なお、運用成果の向上のために、必要に応じて投資対象となる投資信託や組み入れ比率を見直す場合もあります。

【資産の運用に関する極めて重要な事項】

I 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1.名称

ワールドエクイティ・ファンドVL<適格機関投資家限定>

※以下、上記のファンドを「当ファンド」といいます。

2.目的および基本的性格

当ファンドは、日本を除く世界各国の取引所上場株式等を投資対象とした「ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」および「ステート・ストリート・グローバルアルファ・マザーファンド」ならびに日本の証券取引所に上場されている株式等を投資対象とした「ステート・ストリート・ジャパンエクイティ・インデックス・マザーファンド」への投資を通じて内外株式への分散投資を図り、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

※社団法人投資信託協会が公募投資信託について定める「商品分類に関する指針」に基づいて分類した場合、当ファンドは、「追加型投信／内外／株式」に該当します。

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外…投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式…投資信託約款において、株式による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

3.特色

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行うことにより、実質的に国内外の株式等に投資を行い、中長期的にベンチマーク（運用成果を判断するうえで基準とする指数）である「MSCIワールド・インデックス（円ベース）」を上回る投資成果の獲得を目指して運用を行います。

投資対象マザーファンドのうち下記については、各ベンチマークに連動した投資成果を目指して運用（パッシブ運用）を行います。

ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド：MSCIコクサイ・インデックス（円ベース）

ステート・ストリート・ジャパンエクイティ・インデックス・マザーファンド：MSCIジャパン・インデックス（円ベース）

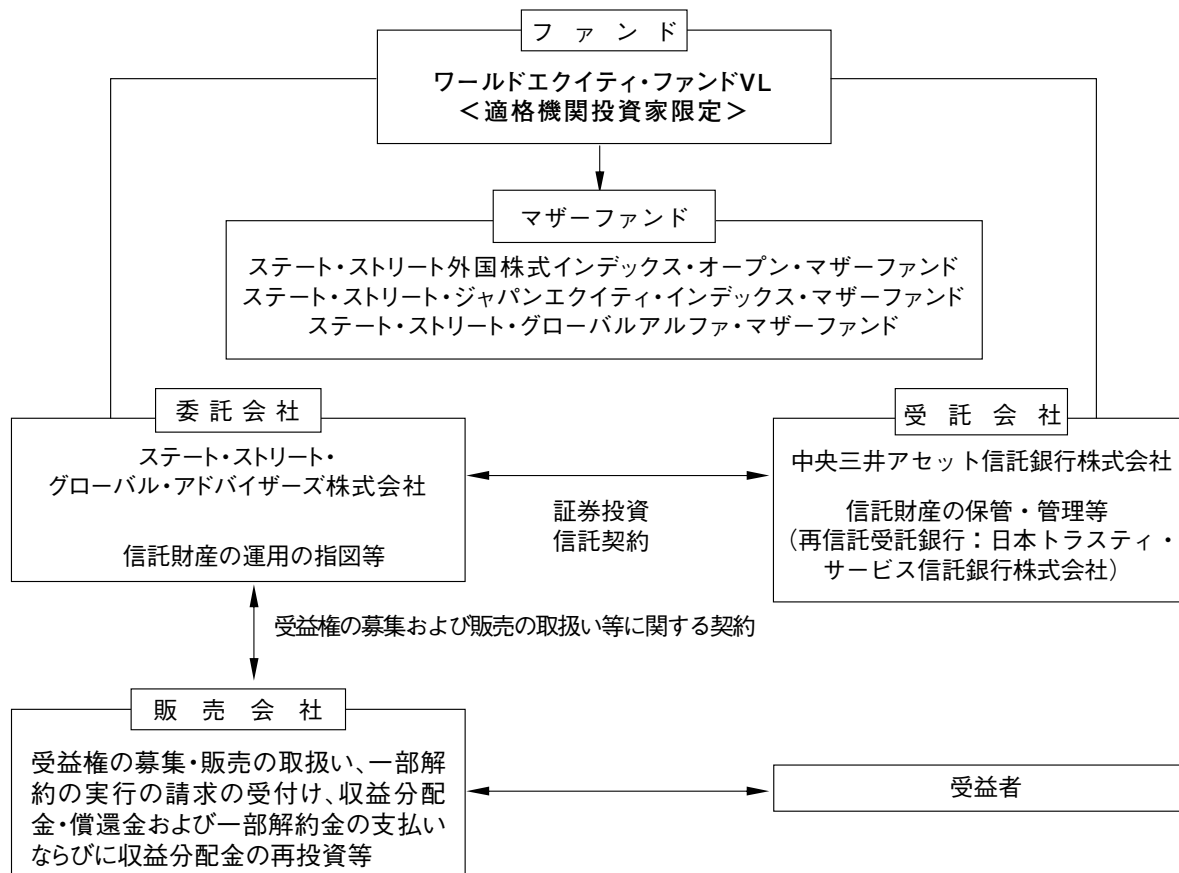
投資対象マザーファンドのうち下記については、ベンチマークを中長期的に上回る投資成果を目指して運用（アクティブ運用）を行います。

ステート・ストリート・グローバルアルファ・マザーファンド：MSCIコクサイ・インデックス（円ベース）

※「ファミリーファンド方式」とは、投資家（受益者）からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。また、マザーファンドの収益はすべてベビーファンドに還元されます。

※上記のベンチマーク、日本を含む世界主要国の株価指数である「MSCIワールド・インデックス（円ベース）」、日本を除く世界主要国の株価指数である「MSCIコクサイ・インデックス（円ベース）」および日本の株価指数である「MSCIジャパン・インデックス（円ベース）」は、いずれもMSCI Inc.が開発した株価指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

4.仕組み



2.投資方針および投資リスク

1.投資方針と主な投資対象

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行うことにより、実質的に国内外の株式等に投資を行い、ベンチマーク（運用成果を判断するうえで基準とする指数）である「MSCI ワールド・インデックス（円ベース）」を上回る投資成果の獲得を目指して運用を行います。

主要投資対象とするマザーファンドの基本配分比率は、原則としてMSCIワールド・インデックスの国別構成比率およびパッシブ・アクティブ比率を勘案して決定し、株式の実質組入比率は原則として高位を維持します。

なお、下記マザーファンドにおいては、各ベンチマークに連動した投資成果を目指して運用（パッシブ運用）を行います。
 ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド：MSCIコクサイ・インデックス（円ベース）
 ステート・ストリート・ジャパンエクイティ・インデックス・マザーファンド：MSCIジャパン・インデックス（円ベース）

また、下記マザーファンドにおいては、ベンチマークを中長期的に上回る投資成果を目指して運用（アクティブ運用）を行います。

ステート・ストリート・グローバルアルファ・マザーファンド：MSCIコクサイ・インデックス（円ベース）

(1) 投資方針

①運用方針

当ファンドは、日本を除く世界の主要国の株式等を投資対象としたステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンドおよびステート・ストリート・グローバルアルファ・マザーファンド、ならびに日本の証券取引所に上市されている株式等を投資対象としたステート・ストリート・ジャパンエクイティ・インデックス・マザーファンドへの投資を通じて内外株式への分散投資を図り、中長期的にMSCI ワールド・インデックス（円ベース）を上回る投資成果の獲得を目指して運用を行います。

なお、ステート・ストリート・グローバルアルファ・マザーファンドにおいて、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。ただし、余裕資金として委託会社が運用する国内の円貨建て短期金融商品を除きます。

商号：ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

所在地：アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市

②投資態度

- A. 主として、ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド受益証券、ステート・ストリート・ジャパンエクイティ・インデックス・マザーファンド受益証券およびステート・ストリート・グローバルアルファ・マザーファンド受益証券への投資を通じて内外株式への分散投資を図り、中長期的にMSCI ワールド・インデックス（円ベース）を上回る投資成果の獲得を目指して運用を行います。
- B. マザーファンド受益証券の基本配分比率は、原則としてMSCIワールド・インデックスの国別構成比率およびパッシブ・アクティブ比率を勘案して決定し、株式の実質的組入比率は原則として高位を維持します。
- C. 投資対象マザーファンドのうち下記については、各ベンチマークに連動した投資成果を目指して運用（パッシブ運用）を行います。
 ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド：MSCIコクサイ・インデックス（円ベース）
 ステート・ストリート・ジャパンエクイティ・インデックス・マザーファンド：MSCIジャパン・インデックス（円ベース）
- D. 投資対象マザーファンドのうち下記については、ベンチマークを中長期的に上回る投資成果を目指して運用（アクティブ運用）を行います。
 ステート・ストリート・グローバルアルファ・マザーファンド：MSCIコクサイ・インデックス（円ベース）
- E. マザーファンド受益証券の組入れに伴う実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。
- F. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われるデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限り、以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。
- G. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。
- H. 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。
- I. 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(2) 投資対象

当ファンドは、ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド受益証券、ステート・ストリート・ジャパンエクイティ・インデックス・マザーファンド受益証券およびステート・ストリート・グローバルアルファ・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

○投資対象の詳細につきましては、「3.その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド

- ①日本を除く世界各国の取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とし、MSCIコクサイ・インデックス（円ベース）に連動した投資成果をめざして運用を行います。
- ②株式の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ③外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- ⑤信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

ステート・ストリート・ジャパンエクイティ・インデックス・マザーファンド

- ①日本の証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とし、MSCIジャパン・インデックス(円ベース)に連動した投資成果をめざして運用を行います。
- ②株式の組入比率は、信託財産総額の50%超を基本とし、原則として高位を維持します。
- ③信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われるデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。以下同じ。）を行うことができます。
- ④信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および金利先渡取引を行うことができます。
- ⑤信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。
- ⑥大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

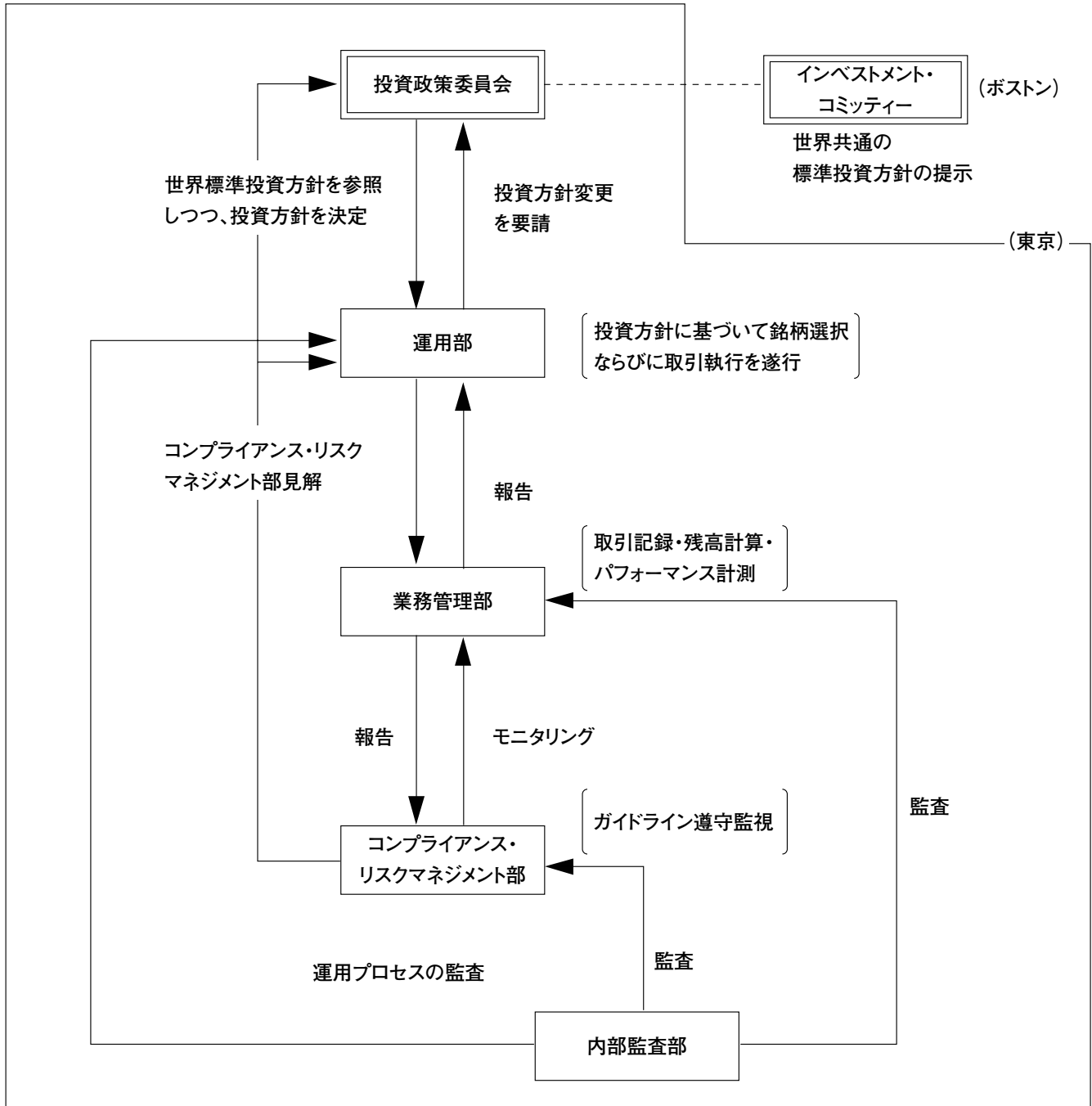
ステート・ストリート・グローバルアルファ・マザーファンド

- ①日本を除く世界各国の取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）を主たる投資対象とします。
- ②MSCIコクサイ・インデックス（円ベース）をベンチマークとします。
- ③外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。
- ④信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑤信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ⑥株式組入比率は原則として高位を維持します。
- ⑦資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。
- ⑧ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに運用の指図に関する権限を委託します。

2.運用体制

運用部の各ファンド担当者がそのポートフォリオ管理、運用モデル／プロセスの改善の任に就いていますが、常にボストン本社を中心とした海外拠点の当該ストラテジーに関わる運用担当者とは意見・情報交換を行いながら、モデルの問題点・改善点、パフォーマンス、市場・運用情報などにつきコミュニケーションを保っています。運用の報告は、委託会社の投資政策委員会に対してなされます。投資政策委員会は、チーフ・インベストメント・オフィサー、運用部長、運用戦略責任者、運用評価責任者、オペレーション責任者、コンプライアンス責任者により構成されています。なお、投資政策委員会においては、全ファンドの毎月末のポートフォリオ構成、パフォーマンス、取引先別の売買高、売買手数料などを確認し、ガイドラインからの乖離や、同一戦略の受託資産間でのパフォーマンスの乖離状況等を報告します。運用担当者は、投資戦略別に毎月の投資行動を報告した上で、ガイドラインからの乖離やパフォーマンスの格差、発注取引先の集中等が生じている場合には、その理由及び顧客への説明状況について報告します。

(運用体制図)



世界コア株式型特別勘定

上記運用体制における組織名称等は、委託会社の組織変更等により変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的な運用方針が変更されるものではありません。

3.主な投資制限

ファンドの法令および約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

- ① マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

○投資制限の詳細につきましては、「3.その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- ② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

ステート・ストリート・ジャパンエクイティ・インデックス・マザーファンド

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資は行いません。

ステート・ストリート・グローバルアルファ・マザーファンド

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

4.投資リスクについて

当ファンドは、マザーファンドを通じて主に国内外の株式等を投資対象としています。組入れた株式等の値動きや為替レートの変動等により基準価額が変動しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組入れた株式等の発行体の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。また、投資対象国における政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化、あるいは投資対象国の政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。従って、株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。そういった場合、価格変動によっては、損失を被ることがあります。

② 信用リスク

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて組み入れた株式等の発行者の経営・財務状況、信用状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により価格の下落や債務不履行が発生し、損失を被ることがあります。また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行などにより損失が発生することがあります。運用資産の規模等によっては、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

③ 為替リスク

当ファンドは、マザーファンド受益証券の組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動により基準価額が影響を受けます。

④ ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のファンド（ベビーファンド）に追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザ

ーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、その売買による組入る有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあり、これにより、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

上記の投資リスク管理の体制は以下の通りです。

①運用プロセスにおけるリスク管理

運用部のポートフォリオ・マネージャーは顧客ガイドラインに加え、より詳細な内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行います。

②運用プロセス外におけるリスク管理

・コンプライアンス・チェック

コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全運用口座におけるガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しております。また、投資政策委員会にて投資行動やパフォーマンスに関する運用部の報告内容を確認するとともに、毎月末のガイドライン遵守状況等を報告します。

・パフォーマンス評価

業務管理部がファンドリターンとベンチマークリターンの乖離状況のモニタリング・分析、パフォーマンス分析等の算出を行い、月次で開催される投資政策委員会に報告を行います。投資政策委員会では、運用担当チーム自らの分析とパフォーマンス・アナリストによる検証をあわせて、運用成果に関する最終的な評価を行います。

3. その他詳細情報

1. ワールドエクイティ・ファンドVL<適格機関投資家限定>の投資対象

(1) ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

①次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。

以下同じ。）

a. 有価証券

b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限り、

以下同じ。）

c. 金銭債権

d. 約束手形

②次に掲げる特定資産以外の資産

a. 為替手形

(2) ①委託者は、信託金を、主としてステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結された「ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」、「ステート・ストリート・グローバルアルファ・マザーファンド」およびステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結される予定の「ステート・ストリート・ジャパンエクイティ・インデックス・マザーファンド」（以下、総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下、総称して「マザーファンド受益証券」といいます。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

a. 株券または新株引受権証券

b. 国債証券

c. 地方債証券

d. 特別の法律により法人の発行する債券

e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

f. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

i. 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

j. コマーシャル・ペーパー

k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号までの証券または証書の性質を有するもの

m. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

n. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

- o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- p. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。）
- q. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- t. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- u. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）
- v. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第a号の証券または証書、第1号および第q号の証券または証書のうち第a号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第b号から第f号までの証券ならびに第1号および第q号の証券または証書のうち第b号から第f号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第m号の証券および第n号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、上記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形

③上記①の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記②に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

2. ワールドエクイティ・ファンドVL<適格機関投資家限定>の投資制限

- ①マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ②株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ③投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑤先物取引等は、下記の範囲で行います。
 - a. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）の指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 - b. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - c. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - d. 第a項の取引の指図にあたっては、現物資産の時価総額と有価証券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額から有価証券先物取引等の売建玉の時価総額を差引いた額の、純資産総額に対する比率（以下「実質投資比率」といいます。）が、原則として信託財産の純資産総額の100%を超えないものとします。なお、実質投資比率がこの上限を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その調整を指図するものとします。
- ⑥スワップ取引は、下記の範囲で行います。
 - a. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 - b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
 - c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。

- d. 前項において、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち当該信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- e. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- f. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑦金利先渡取引および為替先渡取引は、下記の範囲で行います。
- a. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑧外国為替予約取引は、下記の範囲で行います。
- a. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 前項の予約取引の指図は、原則として信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するための当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- d. 第a項および第b項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価相当額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

上記は平成21年3月31日時点における信託約款案からの抜粋を編集したものです。従いまして、法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

4. 運用状況

1.投資状況（平成21年3月31日現在）

当ファンドは平成21年7月28日から運用を開始するため、平成21年3月31日現在、該当事項はありません。

【参考情報】 マザーファンドの投資状況（平成21年3月31日現在）

ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド

種類	国/地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
株 式	アメリカ	146,984,570,127	53.82
	イギリス	26,741,759,986	9.79
	フランス	13,793,436,546	5.05
	カナダ	12,294,397,328	4.50
	ドイツ	10,757,310,126	3.94
	スイス	10,714,068,699	3.92
	オーストラリア	8,849,717,694	3.24
	スペイン	5,653,801,264	2.07
	イタリア	4,559,566,039	1.67
	香港	3,099,344,210	1.14
	オランダ	3,057,879,211	1.12
	スウェーデン	2,978,619,194	1.09
	フィンランド	1,646,834,978	0.60
	シンガポール	1,510,754,932	0.55
	ベルギー	1,241,149,197	0.46
	デンマーク	1,172,447,271	0.43
	ノルウェー	977,401,458	0.36
	ギリシャ	644,145,783	0.24
	ポルトガル	491,760,063	0.18
	オーストリア	439,101,491	0.16
アイルランド	418,497,476	0.15	
ニュージーランド	144,515,669	0.05	
小計	258,171,078,742	94.53	
投資証券	アメリカ	1,420,664,042	0.52
	オーストラリア	502,907,453	0.18
	カナダ	341,465,018	0.13
	イギリス	292,636,818	0.11
	フランス	291,484,855	0.11
	香港	88,576,983	0.03
	シンガポール	42,371,589	0.02
	オランダ	36,066,764	0.01
小計	3,016,173,522	1.11	
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	11,919,423,701	4.36	
純資産総額	273,106,675,965	100.00	

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(注2) その他資産として、下記のとおり株価指数先物取引を利用しています。評価は、原則として主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の名称	取引所	買建/売建	通貨	数量	簿価金額 (現地通貨)	評価金額 (現地通貨)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
S&P 500	シカゴ商業取引所	買建	アメリカ・ドル	136	25,986,350.00	26,666,200.00	2,619,420,826	0.96
EURO STOXX 50	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	買建	ユーロ	310	6,130,347.64	6,004,700.00	779,650,248	0.29
SPI 200	シドニー先物取引所	買建	オーストラリア・ドル	81	7,085,025.95	7,322,400.00	490,674,024	0.18
FTSE100INDEX	ロンドン国際金融先物オプション取引所	買建	イギリス・ポンド	88	3,348,965.00	3,277,560.00	460,333,302	0.17
S&P 60	モントリオール取引所	買建	カナダ・ドル	32	3,288,807.42	3,314,560.00	258,502,534	0.09
FSMI INDEX	ユーレックス・チューリッヒ取引所	買建	スイス・フラン	40	1,911,000.00	1,873,200.00	160,289,724	0.06

ステート・ストリート・ジャパンエクイティ・インデックス・マザーファンド

当ファンドは平成21年8月6日から運用を開始するため、平成21年3月31日現在、該当事項はありません。

ステート・ストリート・グローバルアルファ・マザーファンド

種類	国/地域名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株 式	アメリカ	6,123,135,513	38.24
	イギリス	824,015,824	5.15
	フランス	739,048,311	4.61
	カナダ	683,190,179	4.27
	ドイツ	492,804,542	3.08
	スイス	472,231,415	2.95
	オーストラリア	324,656,575	2.03
	スペイン	216,767,000	1.35
	オランダ	168,730,414	1.05
	イタリア	156,980,619	0.98
	ノルウェー	156,260,349	0.98
	デンマーク	85,024,167	0.53
	スウェーデン	70,416,858	0.44
	フィンランド	67,518,515	0.42
	香港	53,936,190	0.34
	ベルギー	33,784,782	0.21
ポルトガル	25,566,888	0.16	
小計	10,694,068,141	66.79	
投資証券	アメリカ	155,344,849	0.97
	小計	155,344,849	0.97
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		5,162,320,742	32.24
純資産総額		16,011,733,732	100.00

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

2.投資資産（平成21年3月31日現在）

(1) 投資有価証券の主要銘柄

当ファンドは平成21年7月28日から運用を開始するため、平成21年3月31日現在、該当事項はありません。

(2) 投資不動産物件

当ファンドは平成21年7月28日から運用を開始するため、平成21年3月31日現在、該当事項はありません。

(3) その他投資資産の主要なもの

当ファンドは平成21年7月28日から運用を開始するため、平成21年3月31日現在、該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産（平成21年3月31日現在）

ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド

(1) 投資有価証券の主要銘柄

順位	国/地域名	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORPORATION	エネルギー	1,060,545	7,881	8,358,147,615	6,742	7,149,690,525	2.62
2	アメリカ	株式	AT & T INC	電気通信サービス	1,228,516	2,801	3,440,504,881	2,471	3,036,236,507	1.11
3	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	578,420	5,757	3,330,114,502	5,207	3,011,932,601	1.10
4	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	1,668,983	1,986	3,314,951,725	1,717	2,865,744,617	1.05
5	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・パーソナル用品	614,379	6,279	3,857,600,710	4,644	2,853,369,236	1.04
6	アメリカ	株式	CHEVRON CORPORATION	エネルギー	423,500	7,730	3,273,535,869	6,562	2,778,907,054	1.02
7	アメリカ	株式	IBM CORP	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	280,061	8,059	2,256,952,562	9,285	2,600,282,254	0.95
8	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	798,383	3,737	2,983,431,046	3,200	2,555,079,485	0.94
9	イギリス	株式	BP PLC	エネルギー	3,903,892	740	2,889,549,597	645	2,519,445,996	0.92
10	アメリカ	株式	WAL-MART STORES	食品・生活必需品小売り	491,984	5,482	2,697,162,704	5,084	2,501,435,971	0.92
11	アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO	資本財	2,193,339	1,666	3,654,060,661	975	2,139,435,281	0.78
12	フランス	株式	TOTAL SA	エネルギー	444,693	5,321	2,366,141,725	4,735	2,105,739,109	0.77
13	アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,220,409	1,624	1,981,629,228	1,602	1,955,255,457	0.72
14	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	185,308	9,083	1,683,213,363	10,264	1,902,011,077	0.70
15	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	各種金融	777,974	3,079	2,395,014,897	2,441	1,899,046,592	0.70
16	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG GENUSS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	146,440	14,440	2,114,584,447	12,921	1,892,161,490	0.69
17	アメリカ	株式	PFIZER	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,405,479	1,616	2,271,090,325	1,346	1,891,424,769	0.69
18	アメリカ	株式	COCA-COLA CO	食品・飲料・タバコ	434,035	4,585	1,990,213,845	4,314	1,872,540,533	0.69
19	イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC	銀行	3,574,503	781	2,792,230,056	520	1,860,054,295	0.68
20	イギリス	株式	VODAFONE GROUP PLC	電気通信サービス	10,936,815	178	1,950,816,096	163	1,787,992,076	0.65
21	スイス	株式	NOVARTIS AG-REG SHS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	495,918	4,795	2,378,096,810	3,568	1,769,568,825	0.65
22	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS	電気通信サービス	592,099	3,210	1,900,730,394	2,969	1,757,652,157	0.64
23	スペイン	株式	TELEFONICA S.A.	電気通信サービス	882,599	2,062	1,819,794,868	1,919	1,693,738,548	0.62
24	アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL A	ソフトウェア・サービス	49,930	29,044	1,450,150,148	33,662	1,680,765,564	0.62
25	アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	1,159,287	1,362	1,579,470,689	1,446	1,676,265,936	0.61
26	アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	323,696	5,555	1,798,101,014	5,087	1,646,748,921	0.60
27	アメリカ	株式	HEWLETT-PACKARD CO	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	510,422	3,467	1,769,396,595	3,155	1,610,456,748	0.59
28	イギリス	株式	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	エネルギー	739,015	2,449	1,810,178,813	2,167	1,601,551,553	0.59
29	イギリス	株式	GLAXOSMITHKLINE PLC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,083,271	1,584	1,716,200,246	1,460	1,581,551,556	0.58
30	オーストラリア	株式	BHP BILLITON LTD	素材	705,532	2,072	1,461,607,143	2,181	1,538,889,112	0.56
									投資比率：合計	24.80

(注1) 評価金額の上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率です。

(注3) 平成21年3月31日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率 (%)
株 式	エネルギー	12.88
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	9.28
	資本財	6.45
	食品・飲料・タバコ	6.38
	銀行	6.33
	素材	6.00
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.17
	電気通信サービス	5.16
	公益事業	4.91
	ソフトウェア・サービス	4.40
	各種金融	3.97
	保険	3.65
	食品・生活必需品小売り	3.06
	ヘルスケア機器・サービス	2.76
	小売	2.42
	メディア	2.26
	家庭用品・パーソナル用品	1.96
	運輸	1.67
	半導体・半導体製造装置	1.44
	消費者サービス	1.40
	耐久消費財・アパレル	0.89
自動車・自動車部品	0.84	
商業・専門サービス	0.71	
不動産	0.54	
	小計	94.53
投資証券	—	1.11
	合計	95.64

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する各種類及び各業種の評価金額の比率です。
(注2) 平成21年3月31日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

(2) 投資不動産物件

該当する事項はありません。

(3) その他投資資産の主要なもの

資産の名称	取引所	買建/売建	通貨	数量	簿価金額 (現地通貨)	評価金額 (現地通貨)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
S&P 500	シカゴ商業取引所	買建	アメリカ・ドル	136	25,986,350.00	26,666,200.00	2,619,420,826	0.96
EURO STOXX 50	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	買建	ユーロ	310	6,130,347.64	6,004,700.00	779,650,248	0.29
SPI 200	シドニー先物取引所	買建	オーストラリア・ドル	81	7,085,025.95	7,322,400.00	490,674,024	0.18
FTSE100INDEX	ロンドン国際金融先物オプション取引所	買建	イギリス・ポンド	88	3,348,965.00	3,277,560.00	460,333,302	0.17
S&P 60	モントリオール取引所	買建	カナダ・ドル	32	3,288,807.42	3,314,560.00	258,502,534	0.09
FSMI INDEX	ユーレックス・チューリッヒ取引所	買建	スイス・フラン	40	1,911,000.00	1,873,200.00	160,289,724	0.06

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する各取引の評価金額(平成21年3月31日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています)の比率です。
(注2) 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しています。
(注3) 先物取引の評価においては、原則として主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

ステート・ストリート・ジャパンエクイティ・インデックス・マザーファンド

(1) 投資有価証券の主要銘柄

当ファンドは平成21年8月6日から運用を開始するため、平成21年3月31日現在、該当事項はありません。

(2) 投資不動産物件

当ファンドは平成21年8月6日から運用を開始するため、平成21年3月31日現在、該当事項はありません。

(3) その他投資資産の主要なもの

当ファンドは平成21年8月6日から運用を開始するため、平成21年3月31日現在、該当事項はありません。

ステート・ストリート・グローバルアルファ・マザーファンド

(1) 投資有価証券の主要銘柄

順位	国/地域名	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORPORATION	エネルギー	47,700	7,326	349,449,885	6,742	321,570,737	2.01
2	アメリカ	株式	CHEVRON CORPORATION	エネルギー	23,900	6,929	165,606,546	6,562	156,826,159	0.98
3	フランス	株式	TOTAL SA	エネルギー	32,816	5,064	166,172,348	4,735	155,392,449	0.97
4	アメリカ	株式	IBM CORP	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	16,700	8,263	137,993,896	9,285	155,054,483	0.97
5	アメリカ	株式	WAL-MART STORES	食品・生活必需品小売り	28,100	5,437	152,780,557	5,084	142,871,212	0.89
6	アメリカ	株式	HEWLETT-PACKARD CO	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	44,900	3,431	154,059,708	3,155	141,666,127	0.88
7	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	41,902	3,472	145,501,787	3,200	134,099,724	0.84
8	アメリカ	株式	ALTRIA GROUP INC	食品・飲料・タバコ	83,300	1,512	125,929,583	1,609	134,030,316	0.84
9	スペイン	株式	TELEFONICA S.A.	電気通信サービス	68,222	2,081	141,992,850	1,919	130,920,419	0.82
10	フランス	株式	FRANCE TELECOM	電気通信サービス	58,374	2,605	152,040,360	2,189	127,786,663	0.80
11	アメリカ	株式	AMGEN INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	25,300	5,626	142,328,492	4,963	125,553,263	0.78
12	アメリカ	株式	MCDONALD'S CORP	消費者サービス	23,200	5,889	136,622,213	5,297	122,880,229	0.77
13	ドイツ	株式	RWE AG	公益事業	18,127	7,794	141,287,189	6,754	122,434,775	0.76
14	イタリア	株式	ENI SPA	エネルギー	64,275	2,189	140,704,556	1,876	120,585,890	0.75
15	アメリカ	株式	ABBOTT LABORATORIES	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	24,700	5,107	126,142,349	4,704	116,194,597	0.73
16	イギリス	株式	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	エネルギー	54,597	2,420	132,122,201	2,107	115,022,229	0.72
17	アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO	資本財	116,200	1,621	188,336,379	975	113,344,257	0.71
18	オーストラリア	株式	BHP BILLITON LTD	素材	50,426	2,010	101,371,387	2,181	109,987,955	0.69
19	アメリカ	株式	DOLLAR TREE INC	小売	24,500	4,278	104,808,954	4,412	108,106,044	0.68
20	アメリカ	株式	NAVISTAR INTERNATIONAL	資本財	33,300	2,936	97,771,953	3,237	107,781,394	0.67
21	アメリカ	株式	BMC SOFTWARE	ソフトウェア・サービス	33,000	2,619	86,420,789	3,243	107,004,885	0.67
22	アメリカ	株式	MONSANTO CO	素材	12,500	7,201	90,015,516	8,130	101,618,935	0.63
23	アメリカ	株式	GILEAD SCIENCES INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	22,200	5,027	111,608,533	4,481	99,483,807	0.62
24	ノルウェー	株式	STATOILHYDRO ASA	エネルギー	57,200	1,629	93,167,588	1,702	97,366,412	0.61
25	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	18,600	5,727	106,518,647	5,207	96,853,404	0.60
26	アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	65,400	1,424	93,151,509	1,446	94,564,842	0.59
27	フランス	株式	SANOFI-AVENTIS SA	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	17,428	6,080	105,969,336	5,346	93,172,911	0.58
28	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	各種金融	38,000	2,809	106,756,364	2,441	92,758,589	0.58
29	アメリカ	株式	EMC CORP	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	83,400	1,156	96,424,336	1,101	91,836,602	0.57
30	アメリカ	株式	COLGATE-PALMOLIVE CO	家庭用品・パーソナル用品	15,700	6,369	99,996,961	5,775	90,666,584	0.57
投資比率：合計										23.28

(注1) 評価金額の上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率です。

(注3) 平成21年3月31日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率 (%)
株 式	エネルギー	9.32
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5.84
	資本財	5.75
	食品・飲料・タバコ	4.41
	素材	4.20
	銀行	4.09
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.75
	電気通信サービス	3.57
	ソフトウェア・サービス	3.28
	各種金融	3.20
	保険	2.87
	公益事業	2.39
	ヘルスケア機器・サービス	2.33
	消費者サービス	2.23
	食品・生活必需品小売り	2.14
	家庭用品・パーソナル用品	1.80
	半導体・半導体製造装置	1.36
	運輸	1.27
	小売	1.19
	メディア	0.91
自動車・自動車部品	0.45	
商業・専門サービス	0.25	
耐久消費財・アパレル	0.19	
	小計	66.79
投資証券	—	0.97
	合計	67.76

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する各種類及び各業種の評価金額の比率です。
(注2) 平成21年3月31日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

(2) 投資不動産物件

該当する事項はありません。

(3) その他投資資産の主要なもの

該当する事項はありません。

3.運用実績

(1) 純資産の推移

当ファンドは平成21年7月28日から運用を開始するため、平成21年3月31日現在、該当事項はありません。

(2) 分配の推移

当ファンドは平成21年7月28日から運用を開始するため、平成21年3月31日現在、該当事項はありません。

(3) 収益率の推移

当ファンドは平成21年7月28日から運用を開始するため、平成21年3月31日現在、該当事項はありません。

II 財務ハイライト情報

当ファンドは平成21年7月28日から運用を開始するため、平成21年3月31日現在、該当事項はありません。
なお、当ファンドの「財務諸表」については、あらた監査法人による監査を受ける予定です。

Ⅲ 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託（ファンド）の沿革・投資信託（ファンド）の経理状況の詳細・設定及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。

「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

1. 投資信託（ファンド）の沿革
2. 投資信託（ファンド）の経理状況
 1. 財務諸表
 2. 投資信託（ファンド）の現況
純資産額計算書
3. 設定及び解約の実績

【資産の運用に関する重要な事項】

1. 投資信託（ファンド）の沿革

平成21年7月28日 信託約款の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始

なお、投資対象であるステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンドは平成14年1月11日（平成10年12月1日に設定されたステート・ストリート外国株式インデックス・オープンを同日付でマザーファンド化しました。）に、ステート・ストリート・グローバルアルファ・マザーファンドは平成15年5月7日に、それぞれ設定され運用が開始されています。また、ステート・ストリート・ジャパンエクイティ・インデックス・マザーファンドは平成21年8月6日に設定され運用開始する予定です。

2. 投資信託（ファンド）の経理状況

1.財務諸表

当ファンドは平成21年7月28日から運用を開始するため、平成21年3月31日現在、該当事項はありません。

なお、当ファンドの「財務諸表」については、あらた監査法人による監査を受ける予定です。

2.投資信託（ファンド）の現況

純資産額計算書（平成21年3月31日現在）

当ファンドは平成21年7月28日から運用を開始するため、平成21年3月31日現在、該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの現況

純資産額計算書（平成21年3月31日現在）

ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド

I 資産総額	274,565,481,431円
II 負債総額	1,458,805,466円
III 純資産総額(I-II)	273,106,675,965円
IV 発行済数量	414,544,158,286口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	0.6588円
(1万口当たりの純資産額)	(6,588円)

ステート・ストリート・ジャパンエクイティ・インデックス・マザーファンド

当ファンドは平成21年8月6日から運用を開始するため、平成21年3月31日現在、該当事項はありません。

I 資産総額	16,108,738,095円
II 負債総額	97,004,363円
III 純資産総額(I-II)	16,011,733,732円
IV 発行済数量	16,774,597,115口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	0.9545円
(1万口当たりの純資産額)	(9,545円)

3. 設定及び解約の実績

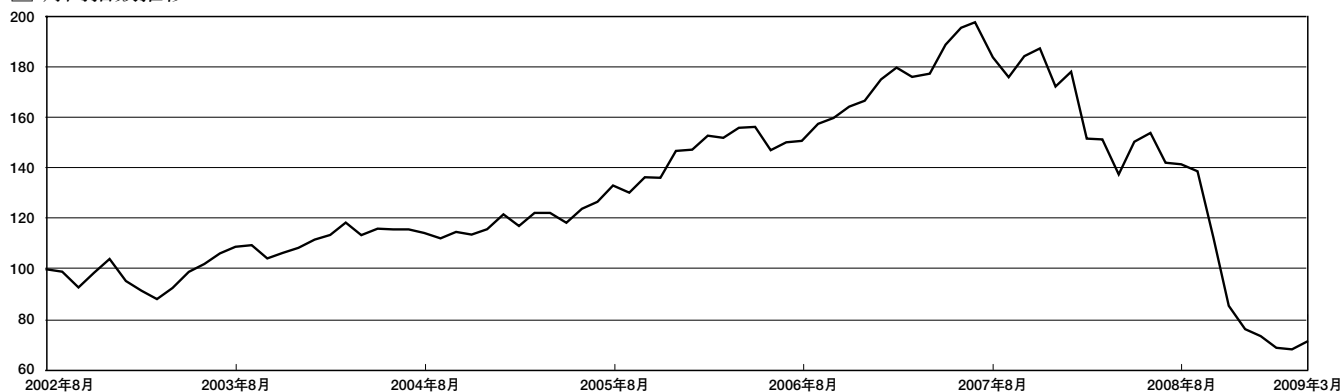
当ファンドは平成21年7月28日から運用を開始するため、平成21年3月31日現在、該当事項はありません。

■ 世界コア株式型特別勘定

平成21年8月までは主として追加型株式投資信託「適格機関投資家限定 モルガン・スタンレー・グローバル・コア・エクイティ・オープン（適格機関投資家以外譲渡不能条件付）」（モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社）を用いて運用しますが、平成21年9月より、主として追加型株式投資信託「ワールドエクイティ・ファンドVL<適格機関投資家限定>」（ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社）で運用します。

1.資産の運用実績（平成21年3月末）

月間指数推移



2.当該保険契約の保有件数（平成21年3月末）

P.1をご覧ください。

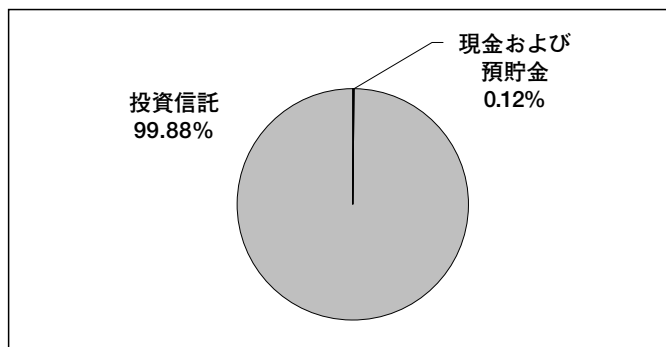
3.資産の内訳（平成21年3月末）

資産配分

(単位：千円、%)

項目	金額	構成比
現金および預貯金	12,000	0.12
有価証券	10,347,321	99.88
公債	—	—
株式	—	—
外国株	—	—
外国公社債	—	—
投資信託	10,347,321	99.88
貸付金	—	—
その他	—	—
合計	10,359,321	100.00

*金額は千円未満切り捨て



4.資産の運用に係る運用収支状況（平成21年3月末）

運用収支状況

(単位：千円)

項目	金額
利息配当金収入	49
有価証券売却益	—
有価証券償還益	—
有価証券評価益	—
為替差益	—
金融派生商品収益	—
その他収益	—
有価証券売却損	23,058
有価証券償還損	—
有価証券評価損	8,845,670
為替差損	—
金融派生商品費用	—
その他費用及び損失	—
収支差計	△ 8,868,679

*金額は千円未満切り捨て

■ 世界株式型特別勘定

1.資産の運用に係る目的及び基本的性格

日本を含む世界各国の株式に分散投資を行い、積極的な資産の増大を目指します。

中長期的な視点から銘柄を選定し、株式の値上がり益の獲得を目指します。なお、現地通貨で投資を行うため、世界の株式市場及び外国為替市場の変動が収益に影響を与えます。

2.資産の運用に係る運用方針、運用対象、運用体制及び運用制限

・運用方針

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社の運用助言に基づき、組み入れ銘柄の選定を行ってまいります。世界株式型では、有力な無形資産（ブランド）を保有する企業に注目し、更にファンダメンタルズ分析を行うことにより世界各国の株式に分散投資を行い、中長期的にMSCIワールド・インデックス（円ベース）を上回る運用成果の獲得を目指します。なお、原則として為替ヘッジは行いませんので、外国為替市場の変動の影響を受けるポートフォリオとなっております。

・運用対象

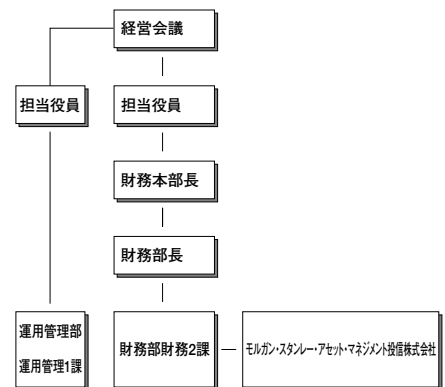
- ① 国内株式
- ② 国内債券
- ③ 外国株式
- ④ 外国債券
- ⑤ その他の有価証券
- ⑥ ①～⑤に関わるデリバティブ取引（金融派生商品を含む）
- ⑦ コールローン
- ⑧ 預貯金等

・運用体制（平成21年3月現在）

特別勘定資産の運用は、財務本部財務部財務2課が担当します。

経営会議にて、投資環境を分析し、投資基本方針及び投資計画が審議決定されます。決定された投資基本方針及び投資計画に基づき、運用担当者は運用を実行します。

特別勘定資産の運用状況は、運用管理部運用管理1課が経営会議に定期的に報告します。



・運用制限

- ① 同一会社の社債及び株式への投資は、特別勘定資産の10%以内とします。
- ② 同一の金融機関に対する預貯金（当座預金・普通預金を除く）は、特別勘定資産の10%以内とします。
- ③ 株式先物売建残高、株式プット・オプション買建残高、株式コール・オプション売建残高の合計は保有している株式の時価総額の範囲内とします。
- ④ 債券先物売建残高、債券プット・オプション買建残高、債券コール・オプション売建残高の合計は保有している債券の時価総額の範囲内とします。
- ⑤ 通貨先物売建残高、通貨プット・オプション買建残高、通貨コール・オプション売建残高の合計は保有している外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
- ⑥ 株式先物買建残高、株式プット・オプション売建残高、株式コール・オプション買建残高の合計は株式購入可能額の範囲内とします。
- ⑦ 債券先物買建残高、債券プット・オプション売建残高、債券コール・オプション買建残高の合計は債券購入可能額の範囲内とします。
- ⑧ 通貨先物買建残高、通貨プット・オプション売建残高、通貨コール・オプション買建残高の合計は外貨建資産の購入可能額の範囲内とします。

3.資産の運用に係る運用リスク

(1) 価格変動リスク

有価証券の市場価格は常に変動しており、保有する有価証券の価格が下落する場合には、積立金が減少する要因となります。また、債券を保有する場合、一般に金利が上昇する場合には価格が下落し、積立金が減少する要因となります。

(2) 信用リスク

信用リスクとは、貸付先や債券発行体などの債務者が、元本償還金や利息の支払いを履行しない、あるいは遅延するリスクをいいます。一般に、債券の発行体の財務状況が悪化し債務不履行が生じる場合、またはそれが予想される場合には、当該債券の価格が下落し（価格がゼロになることもあります）、積立金が減少する要因となります。

(3) 為替リスク

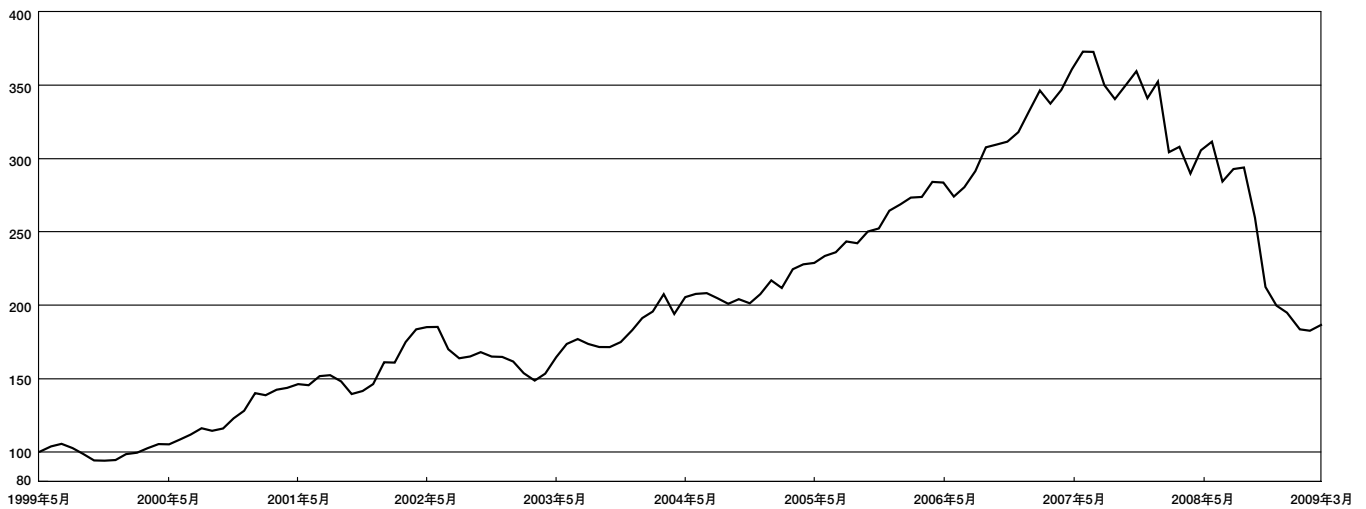
外貨建の証券に投資する場合、為替変動リスクが生じます。一般に、日本円の価値が当該外貨に対して上昇する場合（円高になる場合）は、外貨建資産の円換算価値が下落し、積立金が減少する要因となります。

(4) カントリー・リスク

外国の証券に投資する際には、国内証券への投資に伴うリスクに加え、当該国や当該地域の政治・経済や社会情勢、外国為替規制、資本規制等の影響を受ける可能性があります。当該国の情勢の変化により、投資を回収することが困難になるような場合には、積立金が減少する可能性があります。

4.資産の運用実績（平成21年3月末）

□ 月間指数推移



5.当該保険契約の保有件数（平成21年3月末）

P.1をご覧ください。

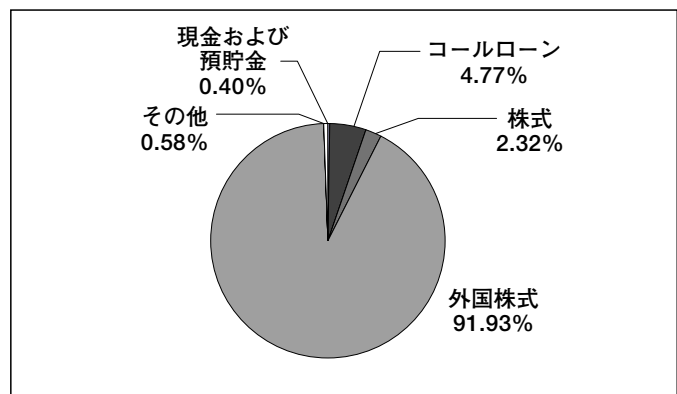
6.資産の内訳（平成21年3月末）

□ 資産配分

(単位：千円、%)

項目	金額	構成比
現金および預貯金	168,204	0.40
コ－ルローン	2,000,000	4.77
有価証券	39,556,330	94.26
公社債	—	—
株式	974,852	2.32
外国株式	38,581,478	91.93
外国公社債	—	—
投資信託	—	—
貸付その他	242,173	0.58
合計	41,966,707	100.00

*金額は千円未満切り捨て



7.資産の運用に係る運用収支状況、運用株式主要銘柄及びその他運用資産の主要なもの（平成21年3月末）

□ 運用収支状況

(単位：千円)

項目	金額
利息配当金収入	2,120,509
有価証券売却益	878,930
有価証券償還益	—
有価証券評価益	8,244,794
為替差益	—
金融派生商品収益	—
その他収益	—
有価証券売却損	1,810,150
有価証券償還損	—
有価証券評価損	31,612,373
為替差損	617,776
金融派生商品費用	—
その他費用及び損失	204,225
収支差 計	△ 23,000,292

*金額は千円未満切り捨て

□ 主要銘柄（株式）

(単位：株、千円)

銘柄名	国名	数量	評価額
花王	日本	508,000	974,852
British American Tobacco PLC	イギリス	1,453,364	3,182,308
Imperial Tobacco Group PLC	イギリス	1,106,509	2,382,422
Philip Morris International Inc	アメリカ	535,590	1,932,402
Swedish Match AB	スウェーデン	1,373,240	1,917,774
Experian PLC	ジャージー島	3,017,290	1,799,998
Wolters Kluwer NV	オランダ	1,027,190	1,570,435
Unilever PLC	イギリス	879,500	1,570,012
Harley-Davidson Inc	アメリカ	1,106,280	1,458,349
Reckitt Benckiser Group PLC	イギリス	411,404	1,454,942
Cadbury PLC	イギリス	1,984,540	1,450,782
Reed Elsevier NV	オランダ	1,390,492	1,429,166
Nestle SA	スイス	445,377	1,425,348
Moody's Corp	アメリカ	586,870	1,262,496
McGraw-Hill Cos Inc/The	アメリカ	541,660	1,206,208
Scotts Miracle-Gro Co/The	アメリカ	355,080	1,205,087
Procter & Gamble Co/The	アメリカ	242,710	1,127,221
Groupe Danone	フランス	239,042	1,108,028
eBay Inc	アメリカ	862,900	1,057,838
Starbucks Corp	アメリカ	922,090	1,019,895
Novartis AG	スイス	275,323	982,426

(注)「評価額」とは、特別勘定資産評価の基礎となるものです。

*金額は千円未満切り捨て

■ 債券型特別勘定

1.資産の運用に係る目的及び基本的性格

国内の公社債を中心に投資を行い、安定した資産の増大を目指します。

金利動向の見通しに基づき、安定した利息収入と公社債の値上がり益の獲得を目指します。

2.資産の運用に係る運用方針、運用対象、運用体制及び運用制限

・運用方針

中長期的に安定した運用利回りを確保することを目標に、円貨建債券を中心としたポートフォリオを構築してまいります。債券ポートフォリオから安定した利息収入を確保しつつ、債券、転換社債、外貨建外国債券等の売買により売却益を獲得し、安定した運用成果の獲得を目指します。

・運用対象

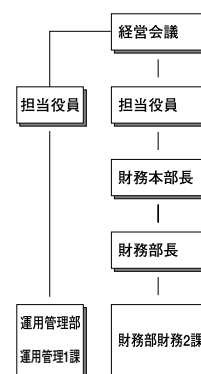
- ① 国内債券
- ② 外国債券
- ③ その他の有価証券
- ④ ①～③に関わるデリバティブ取引（金融派生商品を含む）
- ⑤ コールローン
- ⑥ 預貯金等

・運用体制（平成21年3月現在）

特別勘定資産の運用は、財務本部財務部財務2課が担当します。

経営会議にて、投資環境を分析し、投資基本方針及び投資計画が審議決定されます。決定された投資基本方針及び投資計画に基づき、運用担当者は運用を実行します。

特別勘定資産の運用状況は、運用管理部運用管理1課が経営会議に定期的に報告します。



・運用制限

- ① 同一会社の社債及び株式への投資は、特別勘定資産の10%以内とします。
- ② 同一の金融機関に対する預貯金（当座預金・普通預金を除く）は、特別勘定資産の10%以内とします。
- ③ 債券先物売建残高、債券プット・オプション買建残高、債券コール・オプション売建残高の合計は保有している債券の時価総額の範囲内とします。
- ④ 通貨先物売建残高、通貨プット・オプション買建残高、通貨コール・オプション売建残高の合計は保有している外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
- ⑤ 債券先物買建残高、債券プット・オプション売建残高、債券コール・オプション買建残高の合計は債券購入可能額の範囲内とします。
- ⑥ 通貨先物買建残高、通貨プット・オプション売建残高、通貨コール・オプション買建残高の合計は外貨建資産の購入可能額の範囲内とします。

3.資産の運用に係る運用リスク

(1) 価格変動リスク

有価証券の市場価格は常に変動しており、保有する有価証券の価格が下落する場合には、積立金が減少する要因となります。また、債券を保有する場合、一般に金利が上昇する場合には価格が下落し、積立金が減少する要因となります。

(2) 信用リスク

信用リスクとは、貸付先や債券発行体などの債務者が、元本償還金や利息の支払いを履行しない、あるいは遅延するリスクをいいます。一般に、債券の発行体の財務状況が悪化し債務不履行が生じる場合、またはそれが予想される場合には、当該債券の価格が下落し（価格がゼロになることもあります）、積立金が減少する要因となります。

(3) 為替リスク

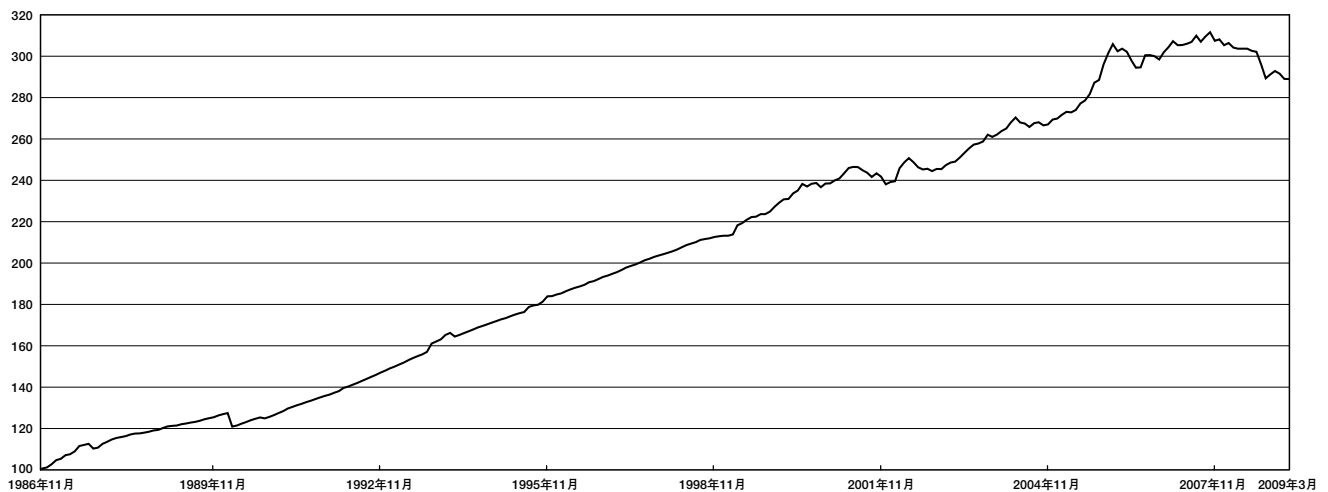
外貨建の証券に投資する場合、為替変動リスクが生じます。一般に、日本円の価値が当該外貨に対して上昇する場合（円高になる場合）は、外貨建資産の円換算価値が下落し、積立金が減少する要因となります。

(4) カントリー・リスク

外国の証券に投資する際には、国内証券への投資に伴うリスクに加え、当該国や当該地域の政治・経済や社会情勢、外国為替規制、資本規制等の影響を受ける可能性があります。当該国の情勢の変化により、投資を回収することが困難になるような場合には、積立金が減少する可能性があります。

4.資産の運用実績（平成21年3月末）

□ 月間指数推移



5.当該保険契約の保有件数（平成21年3月末）

P.1をご覧ください。

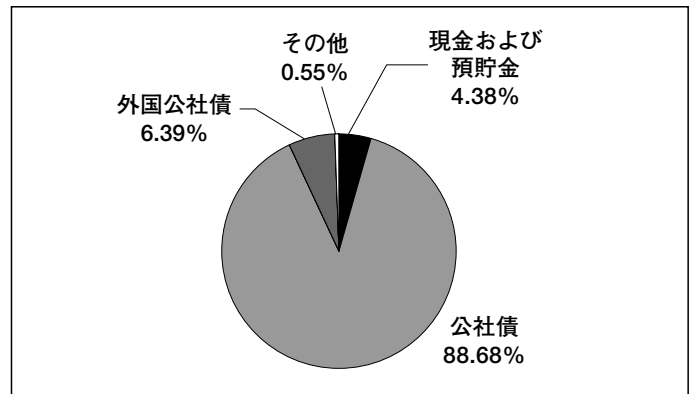
6.資産の内訳（平成21年3月末）

□ 資産配分

（単位：千円、％）

項目	金額	構成比
現金および預貯金	3,484,189	4.38
有価証券	75,644,989	95.07
公債	70,560,309	88.68
外国株	—	—
外国公社債	5,084,680	6.39
貸付	—	—
その他	440,439	0.55
合計	79,569,619	100.00

*金額は千円未満切り捨て



7.資産の運用に係る運用収支状況、運用株式主要銘柄及びその他運用資産の主要なもの（平成21年3月末）

□ 運用収支状況

（単位：千円）

項目	金額
利息配当金収入	781,522
有価証券売却益	378,889
有価証券償還益	46,650
有価証券評価益	2,637,157
為替差益	—
金融派生商品収益	158,195
その他収益	0
有価証券売却損	19,495
有価証券償還損	68,516
有価証券評価損	7,935,593
為替差損	42,448
金融派生商品費用	—
その他費用及び損失	80
収支差計	△ 4,063,719

*金額は千円未満切り捨て

□ 主要銘柄（債券）

（単位：千円）

種類	銘柄名	回数	クーポン	償還日	評価額
国債	中期国債（5年）	47	0.500	2010/06/20	2,304,600
国債	中期国債（5年）	49	0.600	2010/09/20	2,508,750
国債	中期国債（5年）	57	1.400	2011/06/20	2,042,600
国債	長期国債（10年）	270	1.300	2015/06/20	1,538,400
国債	長期国債（10年）	289	1.500	2017/12/20	1,536,150
政府保証債	高速道路機構	20	1.800	2016/10/31	1,572,000
転換社債	シャープ	20	0.000	2013/09/30	988,790
転換社債	丸井グループ	9	1.150	2012/01/31	1,130,290
転換社債	平和不動産	7	0.000	2012/06/22	586,320
外貨建外債	アメリカ国債		3.500	2018/02/15	1,367,376

*金額は千円未満切り捨て

（注）1. 債券型は国内株式の保有はありません。
2. 債券型は外貨建株式の保有はありません。
3. 「評価額」とは、特別勘定資産評価の基礎となるものです。

■ 世界債券型特別勘定

1.資産の運用に係る目的及び基本的性格

日本を含む世界各国の債券に分散投資を行い、安定した資産の増大を目指します。

金利動向に基づき銘柄を選定し、安定した利息収入と公社債の値上がり益の獲得を目指します。なお、現地通貨で投資を行うため、世界の債券市場及び外国為替市場の変動が収益に影響を与えます。

2.資産の運用に係る運用方針、運用対象、運用体制及び運用制限

・運用方針

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社の運用助言に基づき、組み入れ銘柄の選定を行ってまいります。世界債券型では、金利の分析により、実質金利が高く、長短金利差が大きく、かつ経済環境が良好と判断される国に投資を行い、中長期的にシティグループ世界国債インデックス（円ベース）を上回る運用成果の獲得を目指します。なお、原則として為替ヘッジは行いませんので、外国為替市場の変動の影響を受けるポートフォリオとなっております。

・運用対象

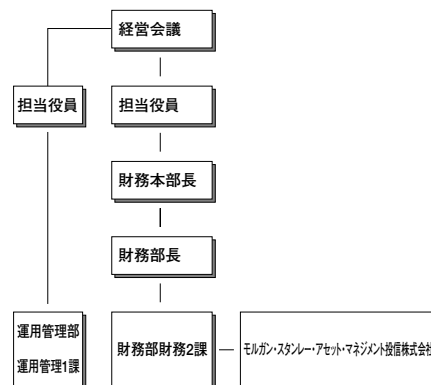
- ① 国内債券
- ② 外国債券
- ③ その他の有価証券
- ④ ①～③に関わるデリバティブ取引（金融派生商品を含む）
- ⑤ コールローン
- ⑥ 預貯金等

・運用体制（平成21年3月現在）

特別勘定資産の運用は、財務本部財務部財務2課が担当します。

経営会議にて、投資環境を分析し、投資基本方針及び投資計画が審議決定されます。決定された投資基本方針及び投資計画に基づき、運用担当者は運用を実行します。

特別勘定資産の運用状況は、運用管理部運用管理1課が経営会議に定期的に報告します。



・運用制限

- ① 同一会社の社債及び株式への投資は、特別勘定資産の10%以内とします。
- ② 同一の金融機関に対する預貯金（当座預金・普通預金を除く）は、特別勘定資産の10%以内とします。
- ③ 債券先物売建残高、債券プット・オプション買建残高、債券コール・オプション売建残高の合計は保有している債券の時価総額の範囲内とします。
- ④ 通貨先物売建残高、通貨プット・オプション買建残高、通貨コール・オプション売建残高の合計は保有している外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
- ⑤ 債券先物買建残高、債券プット・オプション売建残高、債券コール・オプション買建残高の合計は債券購入可能額の範囲内とします。
- ⑥ 通貨先物買建残高、通貨プット・オプション売建残高、通貨コール・オプション買建残高の合計は外貨建資産の購入可能額の範囲内とします。

3.資産の運用に係る運用リスク

(1) 価格変動リスク

有価証券の市場価格は常に変動しており、保有する有価証券の価格が下落する場合には、積立金が減少する要因となります。また、債券を保有する場合、一般に金利が上昇する場合には価格が下落し、積立金が減少する要因となります。

(2) 信用リスク

信用リスクとは、貸付先や債券発行体などの債務者が、元本償還金や利息の支払いを履行しない、あるいは遅延するリスクをいいます。一般に、債券の発行体の財務状況が悪化し債務不履行が生じる場合、またはそれが予想される場合には、当該債券の価格が下落し（価格がゼロになることもあります）、積立金が減少する要因となります。

(3) 為替リスク

外貨建の証券に投資する場合、為替変動リスクが生じます。一般に、日本円の価値が当該外貨に対して上昇する場合（円高になる場合）は、外貨建資産の円換算価値が下落し、積立金が減少する要因となります。

(4) カントリー・リスク

外国の証券に投資する際には、国内証券への投資に伴うリスクに加え、当該国や当該地域の政治・経済や社会情勢、外国為替規制、資本規制等の影響を受ける可能性があります。当該国の情勢の変化により、投資を回収することが困難になるような場合には、積立金が減少する可能性があります。

4.資産の運用実績（平成21年3月末）

□ 月間指数推移



5.当該保険契約の保有件数（平成21年3月末）

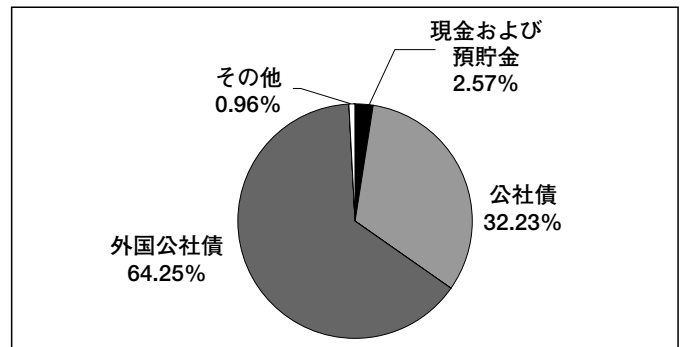
P.1をご覧ください。

6.資産の内訳（平成21年3月末）

□ 資産配分

項目	金額	構成比
現金および預貯金	1,081,630	2.57
有価証券	40,644,567	96.48
株債	13,577,979	32.23
外国株債	—	—
外国公社債	27,066,588	64.25
貸付	—	—
その他の	402,562	0.96
合計	42,128,761	100.00

*金額は千円未満切り捨て



7.資産の運用に係る運用収支状況、運用株式主要銘柄及びその他運用資産の主要なもの（平成21年3月末）

□ 運用収支状況

(単位：千円)

項目	金額
利息配当金収入	1,388,207
有価証券売却益	444,970
有価証券償還益	—
有価証券評価益	1,301,014
為替差益	—
金融派生商品収益	—
その他収益	—
有価証券売却損	103,825
有価証券償還損	162,704
有価証券評価損	3,978,478
為替差損	1,594,961
金融派生商品費用	—
その他費用及び損失	4,977
収支差計	△ 2,710,755

*金額は千円未満切り捨て

□ 主要銘柄（債券）

(単位：千円)

通貨	銘柄名	回数	クーポン	償還日	評価額
JPY	変動利付国債（15年）	36	0.350	2020/09/20	1,377,505
JPY	変動利付国債（15年）	37	0.750	2020/11/20	1,326,080
JPY	長期国債（10年）	247	0.800	2013/03/20	2,034,922
EUR	フランス国債		5.500	2029/04/25	764,931
EUR	イタリア国債		6.500	2027/11/01	1,757,568
EUR	イタリア国債		5.250	2017/08/01	3,749,886
EUR	イタリア国債		4.250	2013/08/01	2,719,973
GBP	イギリス国債		4.250	2032/06/07	1,594,286
USD	連邦住宅貸付銀行債		3.375	2013/02/27	1,845,262
USD	フレディマック債		4.125	2010/07/12	1,737,244

*金額は千円未満切り捨て

(注) 1. 世界債券型は国内株式の保有はありません。
 2. 世界債券型は外資建株式の保有はありません。
 3. 「評価額」とは、特別勘定資産評価の基礎となるものです。

■ 総合型特別勘定

1.資産の運用に係る目的及び基本的性格

株式、公社債、短期金融商品をバランス良く組み合わせ、安定した資産の増大を目指します。

債券型特別勘定と株式型特別勘定の中間に位置付けられ、ミドルリスク・ミドルリターンの性格を持つ特別勘定となります。

2.資産の運用に係る運用方針、運用対象、運用体制及び運用制限

・運用方針

円貨建債券ポートフォリオから安定した利息収入を確保しつつ、経済・金融情勢を分析し、中長期的に投資リスクに比べて期待収益率が高いと判断される資産に積極的に資産配分を行います。

・運用対象

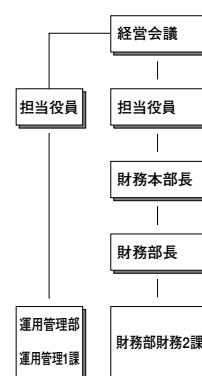
- ① 国内株式
- ② 国内債券
- ③ 外国株式
- ④ 外国債券
- ⑤ その他の有価証券
- ⑥ ①～⑤に関わるデリバティブ取引（金融派生商品を含む）
- ⑦ コールローン
- ⑧ 預貯金等

・運用体制（平成21年3月現在）

特別勘定資産の運用は、財務本部財務部財務2課が担当します。

経営会議にて、投資環境を分析し、投資基本方針及び投資計画が審議決定されます。決定された投資基本方針及び投資計画に基づき、運用担当者は運用を実行します。

特別勘定資産の運用状況は、運用管理部運用管理1課が経営会議に定期的に報告します。



・運用制限

- ① 同一会社の社債及び株式への投資は、特別勘定資産の10%以内とします。
- ② 同一の金融機関に対する預貯金（当座預金・普通預金を除く）は、特別勘定資産の10%以内とします。
- ③ 株式先物売建残高、株式プット・オプション買建残高、株式コール・オプション売建残高の合計は保有している株式の時価総額の範囲内とします。
- ④ 債券先物売建残高、債券プット・オプション買建残高、債券コール・オプション売建残高の合計は保有している債券の時価総額の範囲内とします。
- ⑤ 通貨先物売建残高、通貨プット・オプション買建残高、通貨コール・オプション売建残高の合計は保有している外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
- ⑥ 株式先物買建残高、株式プット・オプション売建残高、株式コール・オプション買建残高の合計は株式購入可能額の範囲内とします。
- ⑦ 債券先物買建残高、債券プット・オプション売建残高、債券コール・オプション買建残高の合計は債券購入可能額の範囲内とします。
- ⑧ 通貨先物買建残高、通貨プット・オプション売建残高、通貨コール・オプション買建残高の合計は外貨建資産の購入可能額の範囲内とします。

3.資産の運用に係る運用リスク

(1) 価格変動リスク

有価証券の市場価格は常に変動しており、保有する有価証券の価格が下落する場合には、積立金が減少する要因となります。また、債券を保有する場合、一般に金利が上昇する場合には価格が下落し、積立金が減少する要因となります。

(2) 信用リスク

信用リスクとは、貸付先や債券発行体などの債務者が、元本償還金や利息の支払いを履行しない、あるいは遅延するリスクをいいます。一般に、債券の発行体の財務状況が悪化し債務不履行が生じる場合、またはそれが予想される場合には、当該債券の価格が下落し（価格がゼロになることもあります）、積立金が減少する要因となります。

(3) 為替リスク

外貨建の証券に投資する場合、為替変動リスクが生じます。一般に、日本円の価値が当該外貨に対して上昇する場合

(円高になる場合)は、外貨建資産の円換算価値が下落し、積立金が減少する要因となります。

(4) カントリー・リスク

外国の証券に投資する際には、国内証券への投資に伴うリスクに加え、当該国や当該地域の政治・経済や社会情勢、外国為替規制、資本規制等の影響を受ける可能性があります。当該国の情勢の変化により、投資を回収することが困難になるような場合には、積立金が減少する可能性があります。

4.資産の運用実績（平成21年3月末）

□ 月間指数推移



5.当該保険契約の保有件数（平成21年3月末）

P.1をご覧ください。

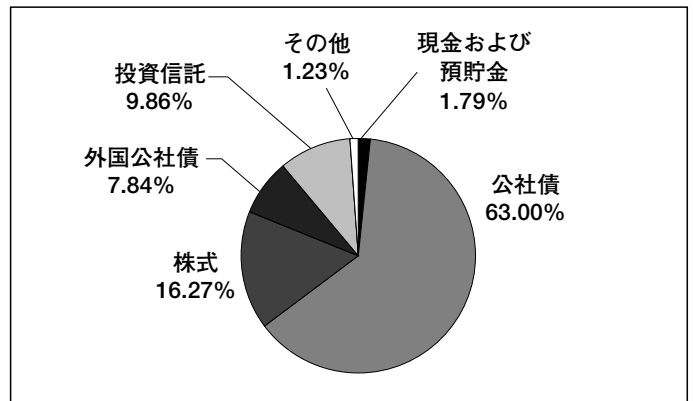
6.資産の内訳（平成21年3月末）

□ 資産配分

(単位：千円、%)

項目	金額	構成比
現金および預貯金	780,054	1.79
有価証券	42,246,380	96.97
公社債	27,445,945	63.00
株式	7,088,195	16.27
外国公社債	3,414,733	7.84
外国投資信託	4,297,506	9.86
貸付その他	537,990	1.23
合計	43,564,426	100.00

*金額は千円未満切り捨て



投資信託は、【日経平均型上場投資信託 (ETF)】(主に大和証券投資信託委託および野村アセットマネジメント)を組み入れております。

7.資産の運用に係る運用収支状況、運用株式主要銘柄及びその他運用資産の主要なもの（平成21年3月末）

□ 運用収支状況

(単位：千円)

項目	金額
利息配当金収入	647,152
有価証券売却益	105,354
有価証券償還益	29,566
有価証券評価益	4,230,814
為替差益	—
金融派生商品収益	119,210
その他収益	—
有価証券売却損	202,078
有価証券償還損	4,974
有価証券評価損	11,860,833
為替差損	42,961
金融派生商品費用	—
その他費用及び損失	9,664
収支差計	△ 6,988,414

*金額は千円未満切り捨て

□ 主要銘柄（株式）

(単位：株、千円)

銘柄名	数量	評価額
1605 国際石油開発帝石	170	116,110
2914 J T	380	99,522
3436 S U M C O	84,200	121,416
4062 イビデン	49,500	117,067
4063 信越化学工業	61,000	290,970
4502 武田薬品工業	43,000	146,200
4523 エーザイ	40,000	115,200
4543 テルモ	45,000	163,350
5411 ジェイ エフ イー ホールディングス	47,000	100,815
6301 コマツ	130,000	139,100
6305 日立建機	80,000	101,520
6367 ダイキン工業	40,000	107,200
6594 日本電産	55,000	242,000
6762 T D K	30,000	109,500
6954 ファナック	26,000	172,380
7203 トヨタ自動車	73,000	227,760
7267 ホンダ	60,000	138,900
7731 ニコン	92,000	101,752
7741 H O Y A	95,000	183,350
7751 キヤノン	72,000	203,040
7974 任天堂	3,500	99,575
8001 伊藤忠商事	210,000	100,380
8031 三井物産	195,000	192,270
8053 住友商事	130,000	109,590
8306 三菱UFJフィナンシャル・グループ	351,810	167,461
8316 三井住友フィナンシャルグループ	55,000	187,550
8411 みずほフィナンシャルグループ	600,000	112,800
9020 東日本旅客鉄道	30,000	153,900
9432 N T T	29,000	108,170
9433 K D D I	290	133,980

*金額は千円未満切り捨て

□ 業種別保有状況（株式）

(単位：株、千円)

項目	株数	評価額
食料品	380	99,522
繊維品	—	—
パルプ・紙	—	—
化学工業	161,000	439,870
医薬品	189,020	452,382
石油・石炭製品	3,700	27,306
ゴム製品	—	—
硝子・土石製品	50,000	34,300
鉄鋼	717,000	255,905
非鉄金属	108,000	89,892
金属製品	84,200	121,416
機械	368,200	410,718
電気機器	798,150	1,217,162
輸送用機器	284,400	524,342
精密機器	247,000	472,152
その他製造	3,500	99,575
小計	3,014,550	4,244,544
水産・農林業	—	—
鉱業	170	116,110
建設業	20,000	66,000
電気・ガス業	—	—
陸運業	30,120	220,380
海運業	200,000	96,200
空運業	—	—
倉庫・運輸関連業	—	—
情報・通信業	54,140	356,310
卸売業	595,000	479,340
小売業	151,600	260,844
金融・保険業	1,551,081	935,526
銀行業	1,256,861	574,380
証券・商品先物取引業	110,100	54,499
保険業	77,000	179,975
その他金融業	107,120	126,671
不動産業	190,000	223,120
サービス業	1,842	89,819
小計	2,793,953	2,843,650
合計	5,808,503	7,088,195

*金額は千円未満切り捨て

□ 主要銘柄（債券）

(単位：千円)

種類	銘柄名	回数	クーポン	償還日	評価額
国債	中期国債（5年）	47	0.500	2010/06/20	1,202,400
国債	中期国債（5年）	49	0.600	2010/09/20	1,204,200
国債	長期国債（10年）	273	1.500	2015/09/20	1,349,790
国債	長期国債（10年）	277	1.600	2016/03/20	1,044,800
国債	長期国債（10年）	285	1.700	2017/03/20	734,020
国債	長期国債（10年）	286	1.800	2017/06/20	1,580,400
国債	長期国債（10年）	296	1.500	2018/09/20	609,900
転換社債	昭栄	3	0.000	2009/12/30	290,100
転換社債	シャープ	20	0.000	2013/09/30	578,500
外貨建外債	アメリカ国債		3.500	2018/02/15	631,097

(注) 1. 総合型は外貨建株式の保有はありません。

*金額は千円未満切り捨て

2. 「評価額」とは、特別勘定資産評価の基礎となるものです。

■ 短期金融市場型特別勘定

1.資産の運用に係る目的及び基本的性格

国内の短期の公社債及び短期の金融市場商品に投資を行い、安定した収益の確保を目指します。

2.資産の運用に係る運用方針、運用対象、運用体制及び運用制限

・運用方針

短期債券（国債、政保債、地方債、事業債、転換社債等）及び短期金融商品（CD、CP、コールローン等）中心に投資を行い、短期金利（代表的なものは無担保コール翌日物）程度の運用利回りの確保を目標として運用を行ってまいります。

・運用対象

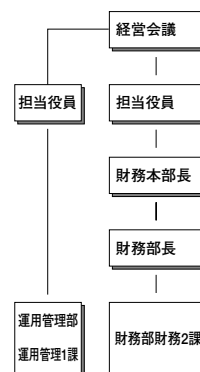
- ① 国内債券
- ② 外国債券
- ③ コールローン
- ④ 預貯金等

・運用体制（平成21年3月現在）

特別勘定資産の運用は、財務本部財務部財務2課が担当します。

経営会議にて、投資環境を分析し、投資基本方針及び投資計画が審議決定されます。決定された投資基本方針及び投資計画に基づき、運用担当者は運用を実行します。

特別勘定資産の運用状況は、運用管理部運用管理1課が経営会議に定期的に報告します。



・運用制限

- ①同一会社の社債への投資は、特別勘定資産の10%以内とします。
- ②同一の金融機関に対する預貯金（当座預金・普通預金を除く）は、特別勘定資産の10%以内とします。

3.資産の運用に係る運用リスク

(1) 価格変動リスク

有価証券の市場価格は常に変動しており、保有する有価証券の価格が下落する場合には、積立金が減少する要因となります。また、債券を保有する場合、一般に金利が上昇する場合には価格が下落し、積立金が減少する要因となります。

(2) 信用リスク

信用リスクとは、貸付先や債券発行体などの債務者が、元本償還金や利息の支払いを履行しない、あるいは遅延するリスクをいいます。一般に、債券の発行体の財務状況が悪化し債務不履行が生じる場合、またはそれが予想される場合には、当該債券の価格が下落し（価格がゼロになることもあります）、積立金が減少する要因となります。

(3) 為替リスク

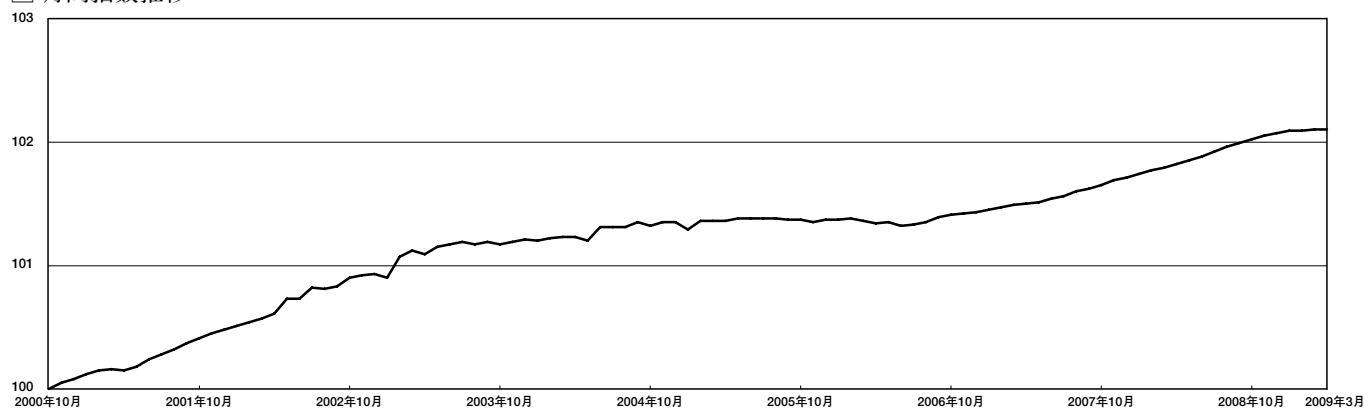
外貨建の証券に投資する場合、為替変動リスクが生じます。一般に、日本円の価値が当該外貨に対して上昇する場合（円高になる場合）は、外貨建資産の円換算価値が下落し、積立金が減少する要因となります。

(4) カントリー・リスク

外国の証券に投資する際には、国内証券への投資に伴うリスクに加え、当該国や当該地域の政治・経済や社会情勢、外国為替規制、資本規制等の影響を受ける可能性があります。当該国の情勢の変化により、投資を回収することが困難になるような場合には、積立金が減少する可能性があります。

4.資産の運用実績（平成21年3月末）

□ 月間指数推移



5.当該保険契約の保有件数（平成21年3月末）

P.1をご覧ください。

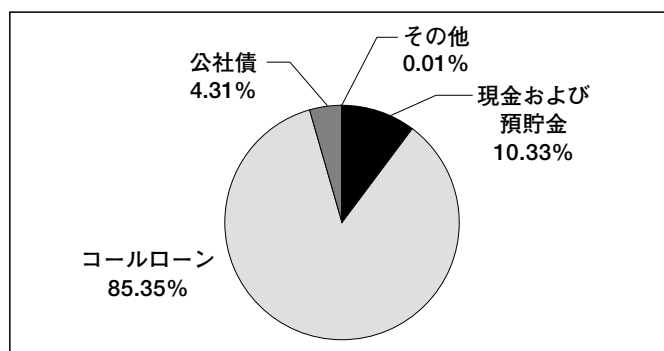
6.資産の内訳（平成21年3月末）

□ 資産配分

(単位：千円、%)

項目	金額	構成比
現金および預貯金	532,608	10.33
コールローン	4,400,000	85.35
有価証券	222,271	4.31
株式債	222,271	4.31
外国株式	—	—
外国公社債	—	—
投資信託	—	—
貸付金	—	—
その他	607	0.01
合計	5,155,488	100.00

*金額は千円未満切り捨て



7.資産の運用に係る運用収支状況、運用株式主要銘柄及びその他運用資産の主要なもの（平成21年3月末）

□ 運用収支状況

(単位：千円)

項目	金額
利息配当金収入	9,580
有価証券売却益	—
有価証券償還益	1,059
有価証券評価益	364
為替差益	—
金融派生商品収益	—
その他収益	—
有価証券売却損	—
有価証券償還損	322
有価証券評価損	366
為替差損	—
金融派生商品費用	—
その他費用及び損失	0
収支差計	10,315

*金額は千円未満切り捨て

□ 主要銘柄（債券）

(単位：千円)

種類	銘柄名	回数	クーポン	償還日	評価額
国債	中期国債（2年）	257	1.000	2009/06/15	200,300
地方債	福岡市	16-1	0.800	2009/07/29	10,660
地方債	福岡市	16-2	0.700	2009/09/28	11,311

*金額は千円未満切り捨て

- (注) 1. 短期金融市場型は国内株式の保有はありません。
 2. 短期金融市場型は外貨建株式の保有はありません。
 3. 「評価額」とは、特別勘定資産評価の基礎となるものです。



●ご契約の際には『ご契約のしおり・約款』、『重要事項説明書（契約概要）』、『重要事項説明書（注意喚起情報）』を必ずご覧ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約に伴う大切なことがらを記載したもので、クーリング・オフ（お申込みの撤回）、告知義務違反、免責、解約に関するご注意、契約内容の変更など、ご契約者にぜひ必要な保険の知識について説明しています。本手引とともに必ずご一読のうえ大切に保存してください。また、「重要事項説明書（契約概要）」は保険商品の内容などをご理解いただくために必要な情報を記載したものであり、「重要事項説明書（注意喚起情報）」は契約内容などにおいてご注意いただきたい情報を記載したものです。お申込みの前に必ずご一読いただき、内容をご確認のうえ大切に保存してください。

【生命保険募集人について】

当社の担当者（生命保険募集人）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

また、変額保険の販売は、生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し、生命保険協会に氏名が登録された者のみが行えます。当社の担当者（生命保険募集人）の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、下記のカスタマーセンターまでご連絡ください。

ソニー生命保険株式会社

本社：〒107-8585東京都港区南青山1-1-1新青山ビル東館

ホームページ <http://www.sonylife.co.jp>

パンフレットのご請求、商品内容についてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用下さい。

〈カスタマーセンター〉 ☎0120-158821

担 当 者